

# 小学校就学前教育の充実のための アクションプログラム

平成24年8月

宮崎県福祉保健部こども政策局こども政策課

# 目 次

|                                                         | ページ |
|---------------------------------------------------------|-----|
| I はじめに -----                                            | 1   |
| 1 策定の趣旨 -----                                           | 1   |
| 2 策定にあたって -----                                         | 1   |
| 3 プログラムの期間 -----                                        | 1   |
| II 小学校就学前教育の現状と課題 -----                                 | 1   |
| 1 これまでの県の取組（平成18年度以降） -----                             | 1   |
| 2 国の動向等（平成18年度以降） -----                                 | 2   |
| 3 小学校就学前の子どもを取り巻く状況 -----                               | 3   |
| 4 小学校就学前教育の充実を図る上での課題 -----                             | 5   |
| III 宮崎の小学校就学前教育のあり方 -----                               | 6   |
| 1 基本的な考え方 -----                                         | 6   |
| 2 目指す姿（キャッチフレーズ） -----                                  | 6   |
| IV 施策の重点内容の推進 -----                                     | 7   |
| ～小学校就学前教育の充実のためのアクションプログラム                              |     |
| 1 プログラムの基本的な考え方 -----                                   | 7   |
| 2 プログラムの構成 -----                                        | 7   |
| 3 全体構造図 -----                                           | 8   |
| V プログラムの内容                                              |     |
| 1 遊びや生活を通した教育・保育の内容の充実支援プログラム -----                     | 9   |
| <b>重点項目1</b> 幼稚園・保育所・認定こども園の教育課程・運営管理等への<br>指導・助言 ----- | 10  |
| <b>重点項目2</b> 幼稚園、保育所、認定こども園相互の連携及び小学校との連<br>携推進 -----   | 18  |
| <b>重点項目3</b> 私立の幼稚園・保育所・認定こども園への運営支援 -----              | 22  |
| 2 教員・保育士等の資質及び専門性の向上支援プログラム -----                       | 23  |
| <b>重点項目1</b> 教員・保育士等を対象とする研修の実施 -----                   | 24  |
| 3 地域の子育て家庭への支援体制の充実支援プログラム -----                        | 28  |
| <b>重点項目1</b> 幼稚園・保育所・認定こども園の子育て支援拠点としての機<br>能の充実 -----  | 29  |
| VI 推進のための指標 -----                                       | 33  |

## I はじめに

### 1 策定の趣旨

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であり、このような幼児期に行われる教育（小学校就学前教育）は、子どもの心身の健やかな成長を促す上で、きわめて重要な意義があります。

本県ではこれまで、平成18年10月策定の「宮崎の就学前教育すくすくプラン」（平成23年7月に「第二次宮崎県教育振興基本計画」に統合）に基づき、小学校就学前教育の計画的な推進を図ってきたところですが、依然として核家族化や少子高齢化が進む中、人間関係の希薄化、家庭や地域の教育力の低下など、小学校就学前の子どもたちを取り巻く環境も変化しており、この時代の変化に適切に対応するとともに、どこにいても質の高い教育・保育が受けられる環境づくりが引き続き求められています。

このため、関係者が共通認識の下にそれぞれの役割をしっかりと果たしながら、子どもたち一人一人に、「生きる力」の基礎となる心情、意欲、態度などを身につけさせる観点から、今回、行政や幼稚園・保育所・認定こども園だけでなく、家庭や地域において今後重点的に取り組むことが望まれる方向性を示した「小学校就学前教育の充実のためのアクションプログラム」を策定することとしました。

### 2 策定にあたって

このプログラムの策定にあたっては、小学校就学前教育に関する各種調査結果を踏まえるとともに、幼稚園、保育所、認定こども園、学識経験者、保護者等の代表者で構成する小学校就学前教育推進会議を開催するとともに、パブリックコメントを募集して、小学校就学前教育に関する様々な意見の反映に努めました。

### 3 プログラムの期間

このプログラム策定時から平成27年3月までとし、必要に応じて、見直しを行います。

## II 小学校就学前教育の現状と課題

### 1 これまでの県の取組（平成18年度以降）

本県では、小学校就学前の子どもが、どこにいても質の高い教育・保育が受けられるよう、幼稚園・保育所・認定こども園や行政が取り組む方向性を示すとともに、様々な施策を通じ、人間形成の基礎を育む小学校就学前に行われる教育・保育の充実を図ってきました。

|            |                                                                  |
|------------|------------------------------------------------------------------|
| 平成18年10月   | ・認定こども園の認定基準に関する条例制定                                             |
| 平成17年～19年度 | ・「宮崎の就学前教育すくすくプラン」策定                                             |
| 平成22年3月    | ・幼保小連携推進モデル事業（南方小学校区、吾田小学校区、野尻小学校区）                              |
| 平成19年～21年度 | ・「次世代育成宮崎県行動計画」策定                                                |
| 平成23年6月    | ・宮崎の就学前教育すくすくプラン推進事業（清武幼稚園、あおぞら幼稚園、認定こども園北郷さくらこども園、妻ヶ丘幼稚園、日向保育園） |
| 平成22年～23年度 | ・「第二次宮崎県教育振興基本計画」策定                                              |
| 平成21年～24年度 | ・就学前教育すくすくプラン推進事業                                                |
|            | ・保育の質の向上のための研修事業                                                 |

## 2 国の動向等（平成18年度以降）

平成24年3月に「子ども・子育て新システムに関する基本制度」等が、少子化社会対策会議で決定され、平成25年度以降の段階的施行を目指し、平成24年（第180回）通常国会に関連法案が提出されています。

|          |                                           |
|----------|-------------------------------------------|
| 平成18年6月  | ・「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」制定    |
| 平成20年3月  | ・幼稚園における学校評価ガイドライン（文科省策定）                 |
|          | ・幼稚園教育要領（文科省告示）                           |
|          | ・保育所保育指針等の施行等について（厚労省通知）                  |
| 平成20年7月  | ・教育振興基本計画（文科省策定）                          |
| 平成21年1月  | ・認定こども園こども要録について（文科省・厚労省通知）               |
| 平成21年8月  | ・保育所における感染症対策ガイドラインについて（厚労省）              |
| 平成21年3月  | ・幼稚園における子育て支援活動及び預かり保育の事例集（文科省）           |
|          | ・保育所における自己評価ガイドライン（厚労省策定）                 |
| 平成21年12月 | ・明日の安心と成長のための緊急経済対策策定                     |
| 平成22年1月  | ・保育所及び認可外保育施設における事故の報告について（厚労省）           |
| 平成22年3月  | ・学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について（文科省通知） |
| 平成22年6月  | ・保育所における食事の提供について（厚労省通知）                  |
|          | ・子ども・子育て基本制度案要綱                           |
| 平成22年7月  | ・幼児教育指導資料第3集 幼児理解と評価（改訂）                  |
| 平成22年11月 | ・幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について               |
| 平成23年3月  | ・保育所におけるアレルギー対応ガイドラインについて（厚労省）            |
| 平成23年7月  | ・子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ                  |
| 平成24年2月  | ・子ども・子育て新システムに関する最終とりまとめ                  |



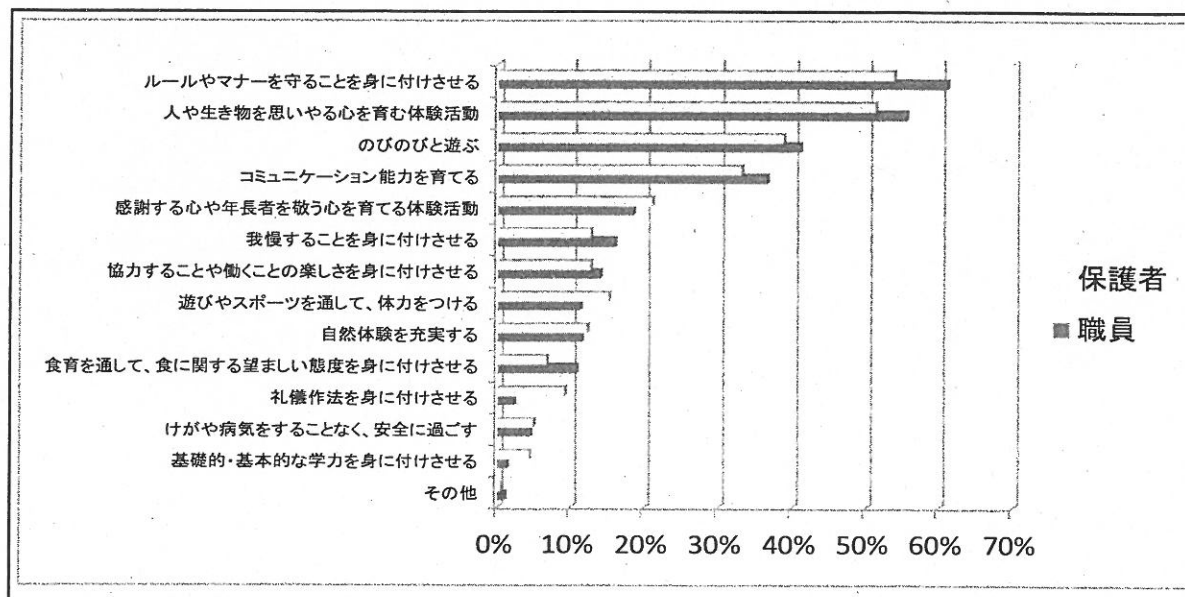
|         |                                       |
|---------|---------------------------------------|
| 平成24年3月 | ・「子ども・子育て新システムに関する基本制度」等（少子化社会対策会議決定） |
| 平成24年8月 | ・「子ども・子育て支援関連法」成立                     |

### 3 小学校就学前の子どもを取り巻く状況

幼稚園の教職員や保育所の保育士、小学校就学前の子どもをもつ保護者を対象とした平成22年度の調査によると、小学校就学前の教育や保育に望んでいることとして、「ルールやマナーを守ることを身に付けさせること」、「人や生き物を思いやる心を育む体験活動をさせること」、「のびのびと遊ぶこと」との回答が多く占めていました。このことから、小学校就学前の教育や保育に対して、「規範意識など心の育成の充実を図ること」や「体験活動や遊びの充実を図ること」などを保護者が望んでいることがわかります。（表1）

ルールやマナーを守ることを身に付けさせることを望む背景として、少子高齢化、核家族化により、規範意識を身に付けるしつけなどが家庭だけでは十分にできないといった我が子の子育てに不安や悩みを抱える保護者が増えてきていることが考えられます。こういった保護者は、幼稚園・保育所・認定こども園に子育て支援としての相談機能などを求めていると思われます。

（表1）幼稚園・保育所ではどんな教育・保育を充実していけばよいか



注) 4歳児の保護者、4歳児を担当する職員が、3項目ずつ回答した結果をまとめたものです。

宮崎県就学前教育調査（平成22年7月）

次に、幼稚園・保育所・認定こども園を対象にした「小学校との交流活動や合同研究等の実施についての平成23年度調査」によると、小学校との交流活動や

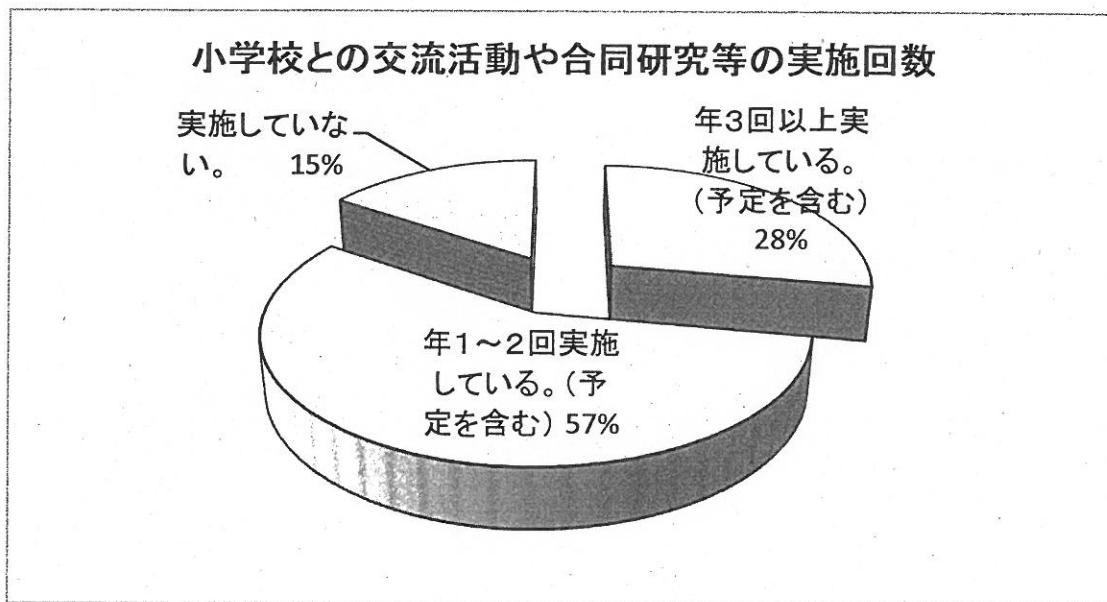
合同研究の実施について、「年間1～2回程度実施している」との回答が全体の57%でした。平成22年度の調査では、同様の回答が全体の55%であったことから、小学校との交流活動や合同研究を実施する幼稚園・保育所・認定こども園の割合は若干の増加にとどまっています。（表2）

一方、年間1回程度の合同研究の実施で、①十分な連携が図れるのか、②子どもの発達や遊びの連続性を踏まえた教育・保育内容の充実が図れるのか、③特別支援教育など連携する幼稚園・保育所・認定こども園と小学校とで共通した課題の解決が十分に行われるのか、といった疑問が生じることとなります。

小学校学習指導要領（平成20年告示）によると、小学校においては道德教育や各教科における体験活動の充実を重視するとともに、小学校と幼稚園・保育所・認定こども園との積極的な連携や交流を図ることが明示されています。

したがって、交流活動や合同研究の実施回数の増加を目指し、内容の充実を図りつつ小学校就学前教育から小学校教育への円滑な移行を図ることが重要となります。

（表2）小学校との交流活動や合同研究等の実施回数



参考：H22年度同調査結果

年3回以上実施（18%） 年1～2回実施（55%） 実施していない（27%）

宮崎県就学前教育調査（平成23年12月）

## 4 小学校就学前教育の充実を図る上での課題

今後の小学校就学前教育の充実を図るためには、小学校就学前教育の充実にかかわる行政、幼稚園・保育所・認定こども園、地域・家庭の役割を明確にして、その方向性を示すことにより、総合的に推進していくことが重要です。

### ① 遊びや生活を通した教育・保育の内容の充実

幼児期の子どもは、直接体験や様々な遊びの中で、人間形成の基礎を培っていきます。このため、遊びや生活を通した教育・保育の内容の充実を図ることが重要であるといえます。

また、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携を推進して、子どもの発達や遊びの連続性を踏まえた教育・保育の内容の充実を図っていくことが必要です。

さらに、私立の幼稚園・保育所・認定こども園に対し、教育・保育の内容の充実を図るために、運営の支援を行っていくことが必要です。

### ② 教員・保育士等の資質及び専門性の向上

幼稚園・保育所・認定こども園の子どもたちの教育・保育に直接関わるのは、幼稚園教員や保育士であり、教員・保育士等の資質及び専門性の向上を図ることは、小学校就学前教育の充実に直結します。このため、研修の内容や研修体制を充実させるとともに、これらの研修等の運営主体となる幼稚園・保育所・認定こども園に対して積極的な支援を行うことが重要です。

### ③ 地域の子育て家庭への支援体制の充実

幼稚園・保育所・認定こども園がもっている子育て支援の人的・物的資源を活用することにより、子育て相談機能の充実、施設の開放など、地域における子育て家庭への支援のための拠点施設としての体制を充実することが重要です。

### Ⅲ 宮崎の小学校就学前教育のあり方

#### 1 基本的な考え方

教育基本法第11条「幼児期の教育」にあるように、幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。

子どもは、子ども同士、先生（教員・保育士）、保護者等とのかかわりの中で、環境に働きかけ、「生きる力」の基礎となる心情、意欲、態度などを身に付けていきます。

具体的には、家庭では、愛情やしつけなどを通して子どもの成長の最も基礎となる心身の基盤が形成されます。また、地域では、様々な人々との交流や身近な自然との触れ合いを通して豊かな体験が得られます。そして、幼稚園・保育所・認定こども園では、集団活動を通して、家庭では得られない社会・文化・自然などに触れ、先生に支えられながら、幼児期なりの豊かな体験をすることができます。

そこで、県では、本県の小学校就学前の子どもが、どこにいても質の高い教育・保育が受けられるよう、市町村や地域・家庭と協働し、各幼稚園・保育所・認定こども園における教育・保育環境の充実に努めます。

このプログラムにおいては、小学校就学前の子どもたちに対し、望ましい教育・保育環境を提供するため、幼稚園・保育所・認定こども園における教育・保育内容の充実や、教員・保育士の資質の向上を図るとともに、地域の子育て家庭への支援体制の充実などに関する取組の方向性を示すこととしました。

#### 2 目指す姿（キャッチフレーズ）

##### ○ 子ども 「夢いっぱい 笑顔きらきら 元気な子ども」

子どものもてる能力が十分に発揮できる教育・保育の環境を整えることにより、快適な環境の中で、将来に夢をもって、明るく笑顔で元気に生活する子どもを目指します。

##### ○ 先生 「子どもの未来 豊かにはぐくむ 元気な先生」

宮崎の「宝」である子どもの未来を見据えて、生涯にわたる人間形成の基礎をしっかりと身に付けさせるよう、自らも夢をもち、研究と修養に努め、子どものあこがれとなれるよう、明るく元気で努力する先生を目指します。

##### ○ 家庭 「抱きしめて 見守り励ます ほっとな家庭」

家庭教育はすべての教育の出発点であることを認識し、子どものよさを伸ばすぬくもりのあるほっとできる家庭をつくります。

## IV 施策の重点内容の推進

### ～小学校就学前教育の充実のためのアクションプログラム

#### 1 プログラムの基本的な考え方

第二次宮崎県教育振興基本計画（H23～32）及び次世代育成支援宮崎県行動計画（H22～26）を踏まえ、今後重点的に取り組む施策を3つのプログラムとして設定し、具体的な展開を図っていきます。

また、プログラムの推進にあたっては、「未来みやざき子育て県民運動」と連動し、県民総ぐるみで小学校就学前教育の充実に取り組んでいくことが重要です。

（「未来みやざき子育て県民運動」については、資料-②【p. 37, 38】を参照してください。）

#### 2 プログラムの構成

##### 1 遊びや生活を通じた教育・保育の内容の充実支援

- ① 幼稚園・保育所・認定こども園の教育課程・運営管理等への指導・助言
- ② 幼稚園・保育所・認定こども園相互の連携及び小学校との連携推進
- ③ 私立の幼稚園・保育所・認定こども園への運営支援

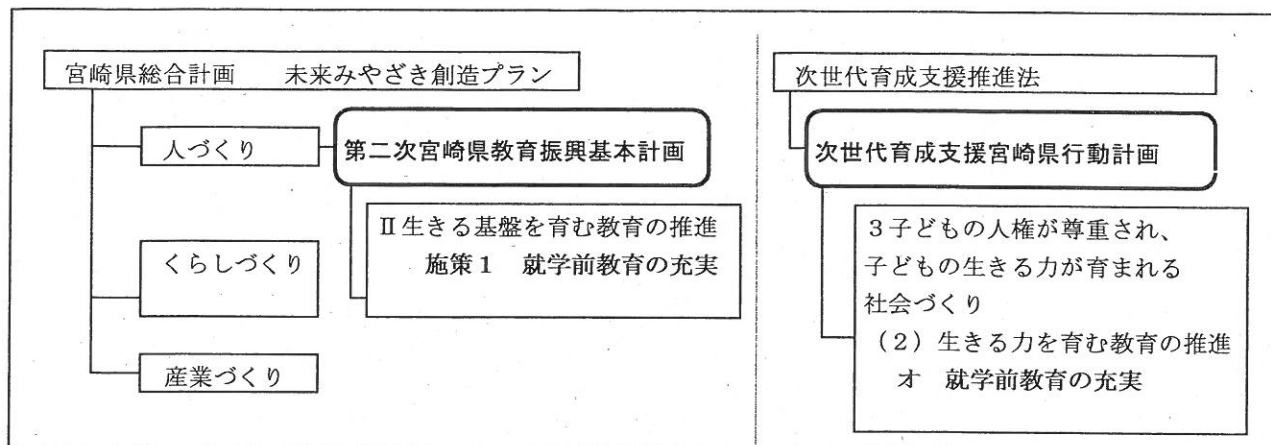
##### 2 教員・保育士等の資質及び専門性の向上支援

- ① 教員・保育士等を対象とする研修の充実

##### 3 地域の子育て家庭への支援体制の充実支援

- ① 幼稚園・保育所・認定こども園の子育て支援拠点としての機能の充実

### 3 全体構造図



### アクションプログラム

#### 基本的な考え方

本県の就学前の子どもが、どこにいても質の高い教育・保育が受けられるよう、市町村や地域・家庭と協働し、各幼稚園・保育所・認定こども園における教育・保育環境の充実に努める。

#### 推進方針

未来みやざき子育て県民運動と連動し、県民総ぐるみで就学前教育の充実に取り組む。

#### 3つのプログラムの重点項目と取組

##### 1 遊びや生活を通した教育・保育の内容の充実支援プログラム

###### 重点項目1 幼稚園・保育所・認定こども園の教育課程・運営管理等への指導・助言

- 取組1-1-1 幼稚園教育要領や保育所保育指針に基づく豊かな教育・保育活動の推進
- 取組1-1-2 「自然や身近な物事等」とのかかわりを通した感性を育む体験活動の推進
- 取組1-1-3 特別な配慮が必要な幼児への支援の充実
- 取組1-1-4 保育実践の改善・向上の推進

###### 重点項目2 幼稚園・保育所・認定こども園の相互の連携及び小学校との連携推進

- 取組1-2-1 幼稚園、保育所、認定こども園の連携、認定こども園制度の理解推進
- 取組1-2-2 幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携の推進

###### 重点項目3 私立の幼稚園・保育所・認定こども園への運営支援

- 取組1-3-1 私立の幼稚園・保育所・認定こども園における取組を支えるために必要な財源の確保

##### 2 教員・保育士等の資質及び専門性の向上支援プログラム

###### 重点項目1 教員・保育士等を対象とする研修の充実

- 取組2-1-1 資質や専門性を高める研修の充実
- 取組2-1-2 市町村等が実施する研修への支援の充実

##### 3 地域の子育て家庭への支援体制の充実支援プログラム

###### 重点項目1 幼稚園・保育所・認定こども園の子育て支援拠点としての機能の充実

- 取組3-1-1 幼稚園・保育所・認定こども園の子育て支援機能の充実
- 取組3-1-2 子育て支援指導者養成研修の実施



## V プログラムの内容

### 1 遊びや生活を通した教育・保育の内容の充実支援プログラム

#### 現 状 と 課 題

近年、核家族化、少子高齢化が進む中、人間関係の希薄化、家庭や地域の教育力の低下など、就学前の子どもたちを取り巻く環境が大きく変化しています。

こうした中で、子どもたちには、のびのびとした遊びや直接体験の不足、ルールやマナーが十分に身に付いていない、人や生き物を思いやる心が十分に育っていないなどの傾向が見られます。

このようなことから、幼稚園・保育所・認定こども園において、小学校就学前の子どもたちに生涯にわたる人格形成の基礎が育まれるよう、遊びや生活を通した教育・保育の内容を充実していく必要があります。

#### 取 組 指 針

- 幼稚園教育要領や保育所保育指針に基づく豊かな教育・保育活動を推進するとともに、特別な配慮が必要な幼児への支援など教育・保育の充実を図ります。
- 子どもの発達や学びの連続性を踏まえた教育・保育の充実を図るため、幼稚園、保育所、認定こども園の連携、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携を推進します。
- 私立の幼稚園・保育所・認定こども園に対し、教育・保育の内容の充実を図るために、運営の支援を行います。

#### プ ロ グ ラ ム の 構 成

- |               |                                        |
|---------------|----------------------------------------|
| <b>重点項目 1</b> | 幼稚園・保育所・認定こども園の教育課程・運営管理等への指導・助言       |
| 取組 1-1-1      | 幼稚園教育要領や保育所保育指針に基づく豊かな教育・保育活動の推進       |
| 取組 1-1-2      | 「自然や身近な物事等」とのかかわりを通した感性を育む体験活動の推進      |
| 取組 1-1-3      | 特別な配慮が必要な幼児への支援の充実                     |
| 取組 1-1-4      | 保育実践の改善・向上の推進                          |
| <b>重点項目 2</b> | 幼稚園・保育所・認定こども園の相互の連携及び小学校との連携推進        |
| 取組 1-2-1      | 幼稚園、保育所、認定こども園の連携、認定こども園制度の理解推進        |
| 取組 1-2-2      | 幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携の推進              |
| <b>重点項目 3</b> | 私立の幼稚園・保育所・認定こども園への運営支援                |
| 取組 1-3-1      | 私立の幼稚園・保育所・認定こども園における取組を支えるために必要な財源の確保 |



## 重点項目1 幼稚園・保育所・認定こども園の教育課程・運営管理等への指導・助言

### 取組1-1-1 幼稚園教育要領や保育所保育指針に基づく豊かな教育・保育活動の推進

#### 目 標

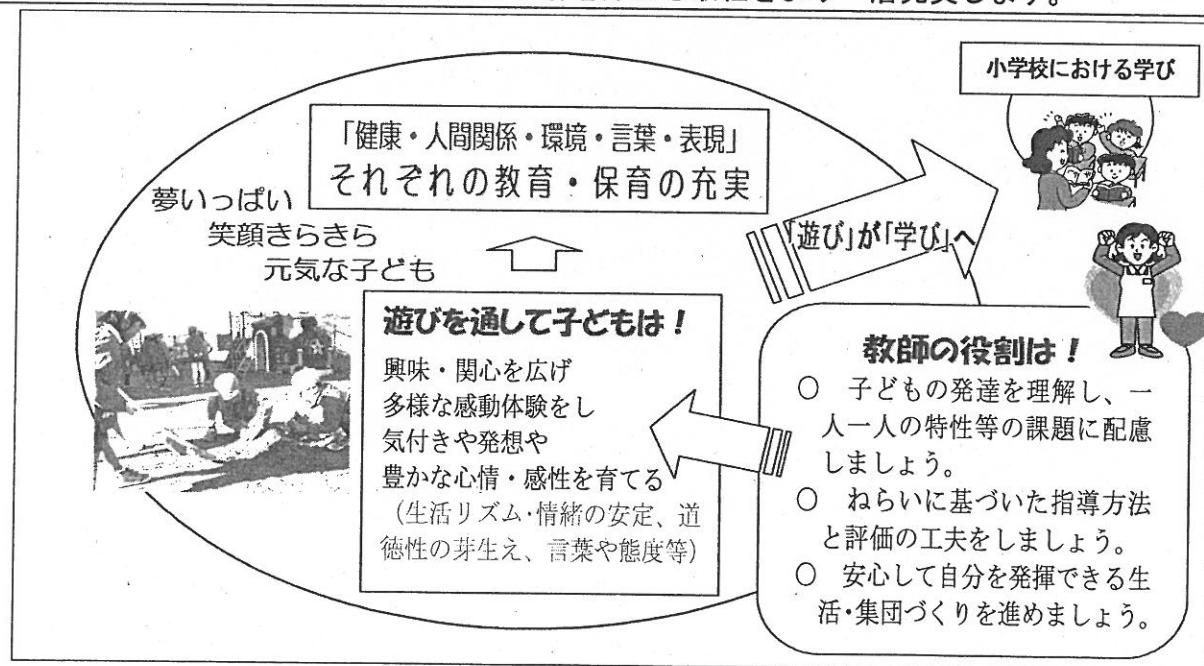
幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき、豊かな教育・保育が展開されるよう理解推進に努める。

子どもは、夢中になって遊ぶことを通して、先生や他の子ども、様々な人々、草木や小動物などの自然、遊具や用具、様々な遊びや活動などに出会うことで、それらとのかかわりを深めていきます。

幼稚園教育要領は、幼稚園の教育課程その他の保育内容について定めたものです。また、保育所保育指針は、保育所における保育の内容やこれに関連する運営等について定めたものです。

幼稚園教育要領及び保育所保育指針には、小学校入学までに育つことが期待される生きる力の基礎となる心情、意欲、態度のねらいが示されるとともに、幼稚園教育要領は「5つの領域」に、保育所保育指針は「6つの内容項目」に分かれています。その内容には、整合性が図られています。（幼稚園教育要領と保育所保育指針の内容の整合性については、資料－③【p. 39】を参照してください。）認定こども園についても同様の内容となります。

県は、就学前の子どもに「生きる力」の基礎となる心情、意欲、態度などを身に付けさせるために、これらの内容について十分理解を深める取組をより一層充実します。



### 〈県の取組〉

- 幼稚園・保育所・認定こども園に対して、教育課程・保育課程、運営管理等について指導・助言を行います。
  - ① 教育課程研究協議会
    - ・指導上の諸問題についての専門的な講義と研究協議
  - ② 園長等運営管理協議会
    - ・幼稚園・保育所・認定こども園の運営・管理に関する専門的な講義や研究協議
  - ③ 保育所指導監査
    - ・子どもの健康及び安全の確保や保育所保育指針の遵守状況など児童福祉法施行令に基づき年1回以上の実地監査の実施
- 子どもたちが、困難に立ち向かう気力や忍耐力を身に付けるとともに、生涯にわたり、健康で明るく、たくましく生きていけるように、幼児期からの体力づくりを推進します。

### 〈市町村の取組の指針〉

- 幼稚園・保育所・認定こども園に対して、経験豊かな保育アドバイザーを委嘱するなどして、教育課程・保育課程、運営管理等について指導・助言を行う取組をしていくことが望まれます。
- 幼稚園・保育所・認定こども園が行う保育実践上の課題に関する調査研究を支援するとともに、当該研究成果の活用を促進することが望まれます。

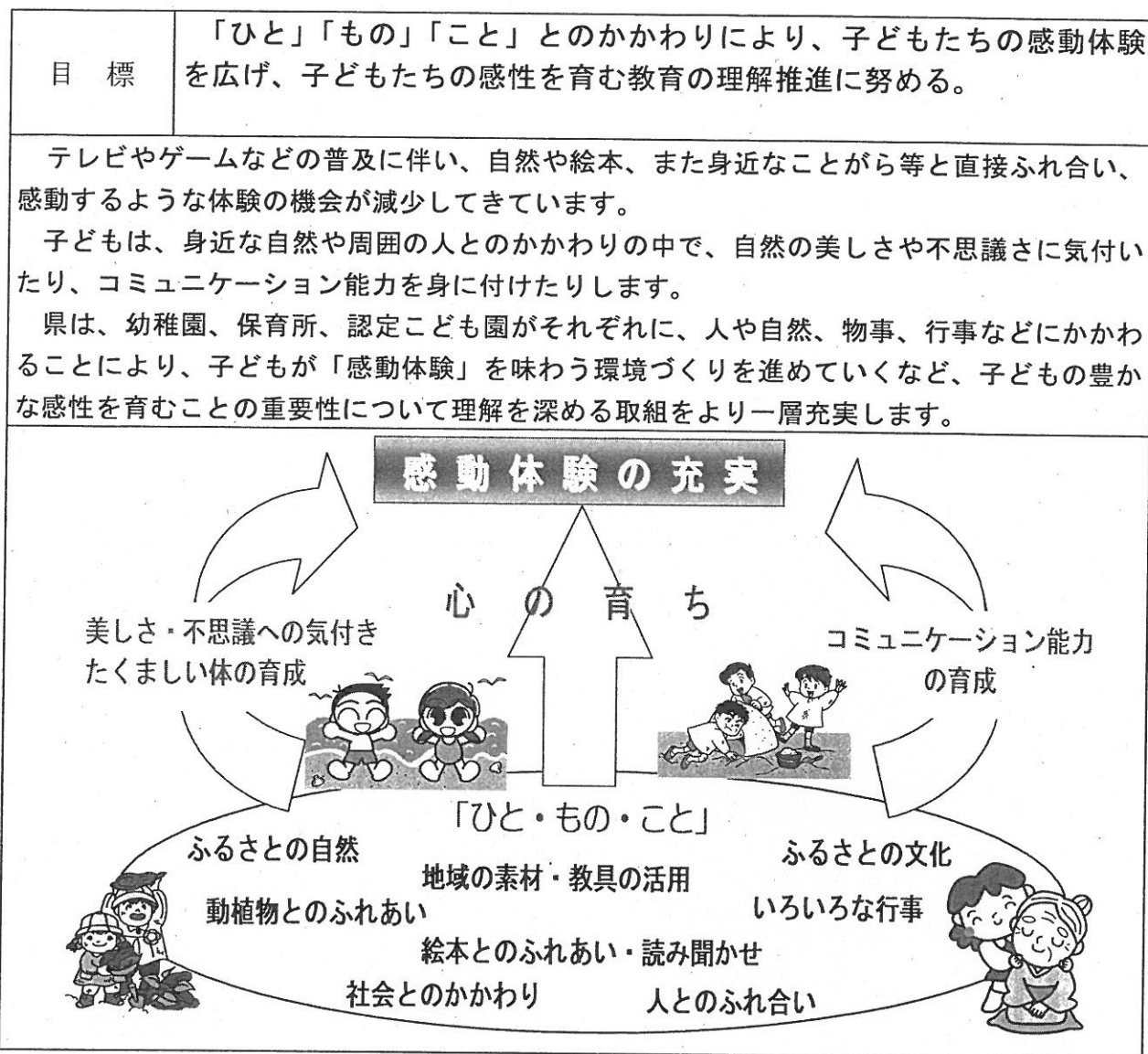
### 〈幼稚園・保育所・認定こども園の取組の指針〉

- 幼稚園教育要領や保育所保育指針の内容についての理解を深め、豊かな教育・保育が展開されるよう、創意工夫を生かし、乳幼児の心身の発達と園及び地域の実態に即応した教育課程・保育課程を編成することが望まれます。
- 幼稚園教育要領や保育所保育指針を踏まえ、保育実践上の課題に関する調査研究に積極的に取り組むなど、就学前の子どもに「生きる力」の基礎を育んでいくことが望まれます。
- 幼児期の教育・保育の重要性を伝えるため、幼児教育・保育の成果を保護者や地域に発信していくことが望まれます。

### 〈地域・家庭の取組の指針〉

- 幼児期は、知的・感情的な面においても、また人間関係の面でも、日々急速に成長する時期でもあります。そのため、大人は、幼児期における教育・保育が、その後の人間としての生き方を大きく左右する重要なものであることを認識し、子どもの育ちについて常に関心を払うことが望まれます。

取組1-1-2 「自然や身近な物事等」とのかかわりを通した感性を育む体験活動の推進



〈県の取組〉

- 子どもたちの感性を育むため、小学校就学前の子どもたちの「体験活動」や「読書活動」を通した教育の理解推進に努めます。
- 幼児の自然に対する豊かな感性を育て、環境への関心や理解を深めるために、環境学習に取り組む県内の幼稚園や保育所を「エコ幼稚園・保育所」に認定するとともに、認定園に対する講師の派遣等を通じて、園自らが行う環境学習の取組を支援し、幼児期からの環境学習を推進します。

### 〈市町村の取組の指針〉

- 幼稚園、保育所、認定こども園及び児童館等における地域行事との連携をはじめとした世代間交流事業を通じて、児童の他世代との交流を促進することが望まれます。
- グリーンツーリズム等の体験活動に親子で参加するなど、親子のふれあいや地域間交流を促進することが望まれます。

### 〈幼稚園・保育所・認定こども園の取組の指針〉

- 幼稚園・保育所・認定こども園においては、安全で安心した環境整備に努めるとともに、子どもの好奇心や探究心を広げるという観点を大切に、豊かな体験を通して感性を育む教育環境の整備を推進することが望まれます。
- 地域の豊かな教育資源を掘り起こし、幼児期にふさわしい体験が促されるよう、教育・保育計画に位置づけていくことが望まれます。

### 〈地域・家庭の取組の指針〉

- 地域には、NPO法人等が運営する豊かな体験活動の場や機会が、徐々に広がっています。今後も、宮崎の豊かな教育資源を生かし、就学前の子どもたちが豊かな体験ができる場や機会を拡充していくことが望まれます。  
(遊びの中での指導の充実については、資料－④「教育・保育の内容の充実と目標の達成」【p. 40】を、体験活動の具体例については、資料－⑤「体験活動の充実」【p. 41】を参照してください。)

### 取組1-1-3 特別な配慮が必要な幼児への支援の充実

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 目 標 | 幼児が早期から適切な支援が受けられるように、幼稚園・保育所・認定こども園の体制の充実を支援する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|     | <p>小・中学校では、LD（学習障がい）やADHD（注意欠陥多動性障がい）などの発達障がいにより、特別な配慮が必要な児童生徒が通常の学級に約6.3%程度の割合で存在する可能性があると言われています（平成14年文科省調査）。このことから、幼稚園・保育所・認定こども園にも特別な配慮が必要な幼児が存在すると推測されます。</p> <p>そのため、このような子どもたちの存在にいち早く気づき、保護者や関係機関と連携し、早期から適切に支援していくことが大切です。（子どもの障がいの早期対応については、資料-⑥【p. 42】を参照してください。）</p> <p>そこで、県は、障がいのある幼児児童生徒への教育・保育にとどまらず、障がいの有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎をつくるという特別支援教育・保育の理念の理解推進に努めます。</p> <p>また、特別な配慮が必要な幼児へのきめ細かな支援ができるように、幼稚園・保育所・認定こども園の教員・保育士等を対象とした研修の充実に努めます。</p> |

#### 早期からの適切な支援



#### 〈県の取組〉

- 保護者や関係機関と連携して、個別の指導計画や教育支援計画を作成・活用し、乳幼児期から学校卒業後まで、一貫した支援を効果的に行うなど、それぞれの地域でいきいきと園生活を送ることができるよう、支援の充実を図ります。
- 県内のどの施設においても、集団保育が可能な障がいのある児童を受け入れられるよう、障がいのある幼児に専門的な保育を行う施設での保育体験研修を実施することにより、幼稚園教員や保育士等の専門性の向上を図ります。
- 乳幼児期からの適切な支援や早期教育相談の充実を図り、就学移行期における適切な相談体制の確立に取り組めます。



### 〈市町村の取組の指針〉

- 障がいのある幼児をはじめ特別な支援を要する幼児の保育に関しては、園と地域の関係機関等との連携が適切に図られるよう支援を行うことが望まれます。
- 幼稚園・保育所・認定こども園に対する幼児への具体的な支援方法や保護者への対応等に関する助言・指導については、発達障害者支援センターコーディネーター等と併せて、保健師や心理士等で構成する支援チームを結成するなど、幼稚園・保育所・認定こども園を対象に専門的な支援ができるシステムをつくっていくことが望まれます。
- 市町村就学指導委員会において、障がいのある幼児を適切な就学先につないでいくために、専門分野の委員を確保するなど委員会の充実を図るとともに、学校での受け入れ体制の確保に努めることが望まれます。

### 〈幼稚園・保育所・認定こども園の取組の指針〉

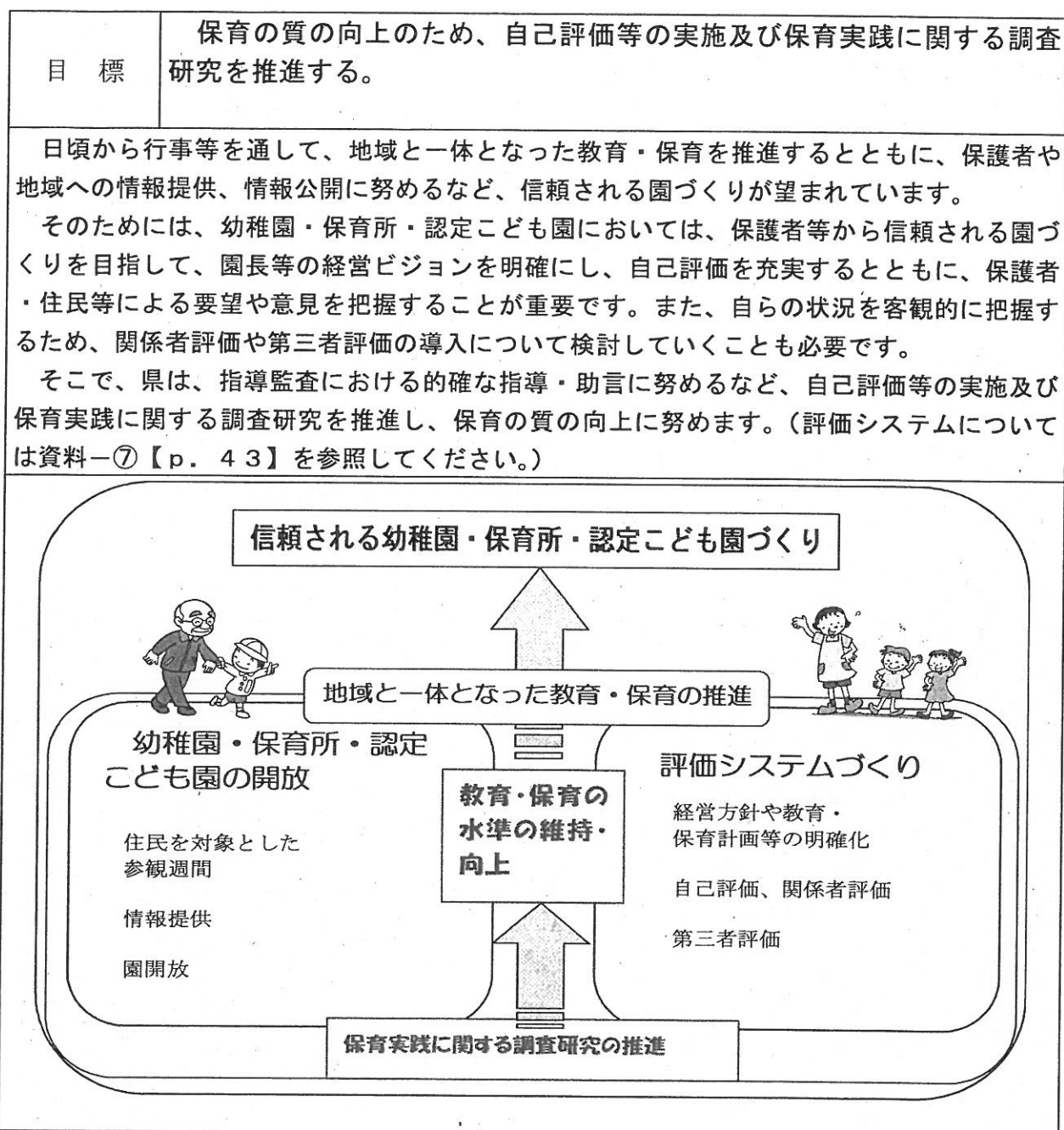
- 障がいのある幼児の指導に当たっては、幼児に対する理解を深め、その教育についての知識と経験を豊かにすることが大切です。そのためには、例えば、園内委員会の設置や、特別支援教育コーディネーターの指名など、園内の協力体制をつくりながら、計画的、組織的に取り組むことが望まれます。
- 幼児の発達の状態は、家庭での生活とも深くかかわっています。そのため、保護者との密接な連携の下に指導を行うことが重要です。幼児の保育と併せて、保護者が我が子の障がいを受容できるようにしたり、将来の見通しについての不安を取り除くようにしたり、自然な形で幼児とのかかわりができるようにしたりするなど、保護者の思いを受け止めて精神的な援助や養育に対する支援を適切に行うように努める必要があります。
- 幼児の社会性や豊かな人間性をはぐくむため、地域や園の実態等により、特別支援学校などの障がいのある幼児との活動を共にする交流の機会を積極的に設けるよう配慮することが望まれます。

### 〈地域・家庭の取組の指針〉

- 子どもの発達に関して不安を感じている保護者は、セミナーや講演会などへ積極的に参加することにより、発達障がい等に関して正しく理解していくことが望まれます。
- 親の会など当事者団体への加入やピアカウンセリング等により不安や負担感が軽減されたという事例もあります。今後もより一層の活動の充実が望まれます。



## 取組1-1-4 保育実践の改善・向上の推進



### 〈県の取組〉

- 法令等に基づき、教育・保育の質の向上を図るため、保育計画や保育士等の自己評価結果を踏まえ、自園の保育内容等について自ら評価を行い、その結果を公表する取組を推進するとともに、指導・助言に努めます。
- 小学校就学前の子どもに「生きる力」の基礎を育むため、幼稚園教育要領や保育所保育指針を踏まえ、保育実践上の課題に関する調査研究に積極的に取り組む園を支援します。

### 〈市町村の取組の指針〉

- 幼稚園・保育所・認定こども園が行う保育実践上の課題に関する調査研究を支援するとともに、当該研究成果の活用を促進することが望まれます。(再掲)

### 〈幼稚園・保育所・認定こども園の取組の指針〉

- 法令等で義務づけられた園の自己評価に積極的に取り組み、保育実践の向上を図り、地域に信頼される園づくりを進めていくことが望まれます。
- 幼稚園教育要領や保育所保育指針を踏まえ、保育実践上の課題に関する調査研究に積極的に取り組むなど、小学校就学前の子どもに「生きる力」の基礎を育んでいくことが望まれます。

### 〔参 考〕

学校教育法 制定：昭和22年3月31日法律第26号

最終改正：平成23年6月3日法律第61号

#### (準用規定)

第22条 第37条第6項、第8項及び第12項から第17項まで並びに第42条から第44条までの規定は、幼稚園に準用する。

#### (学校の評価)

第42条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

#### (情報提供)

第43条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

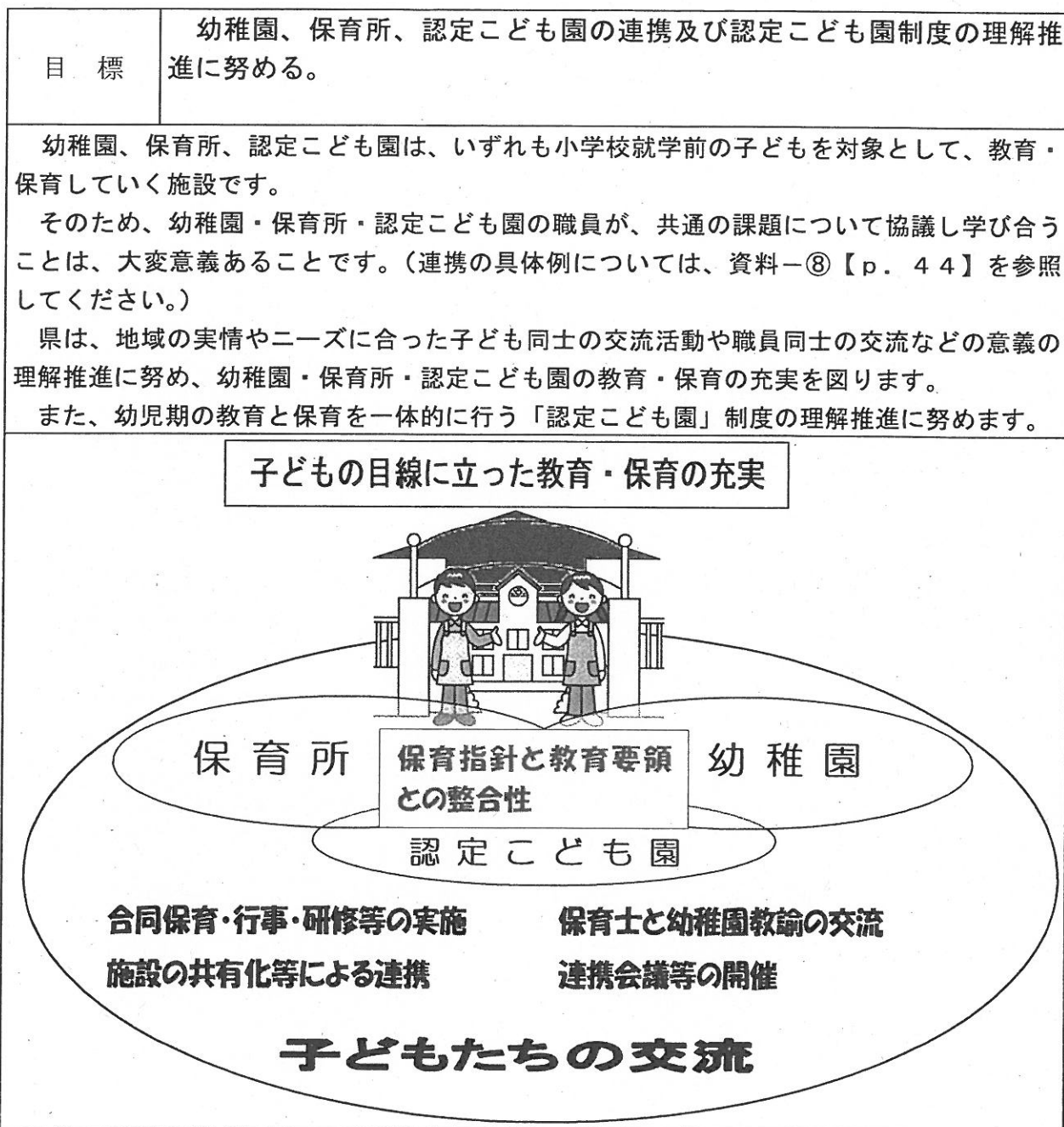
保育所保育指針（平成20年3月28日厚生労働省告示第141号）抜粋

保育所は、保育の質の向上を図るため、保育の計画の展開や保育士等の自己評価結果を踏まえ、当該保育所の保育の内容等について自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

## 重点項目 2

## 幼稚園・保育所・認定こども園の相互の連携及び 小学校との連携推進

### 取組1-2-1 幼稚園、保育所、認定こども園の連携、認定こども園制度の理解 推進



#### 〈県の取組〉

- 「健康・安全保育研修」など、市町村や関係団体が実施する幼保合同研修会の実施を支援します。
- 認定こども園制度の理解推進に努めます。
- 子育て支援に関する制度見直しなどの動向を注視し、必要に応じ研修会を実施します。

#### 〈市町村の取組の指針〉

- 将来の子育て支援に関する制度についての研究に努めるとともに、地域の幼稚園・保育所・認定こども園の運営等の状況の把握に努めることが望まれます。
- 地域の幼稚園・保育所・認定こども園の関係者を対象とした幼保合同研修会を実施することが望まれます。

#### 〈幼稚園・保育所・認定こども園の取組の指針〉

- 県や市町村が開催する幼保合同研修会に積極的に参加し、保育実践の改善に役立てることが望まれます。
- 近隣の幼稚園・保育所・認定こども園と連携し、豊かな教育・保育の展開を工夫することが望まれます。

## 取組1-2-2 幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携の推進

### 目 標

幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携推進に努める。

遊びを中心とした幼児期の教育・保育と教科等の学習を中心とする小学校教育では、教育内容や方法が異なっています。しかし、幼稚園・保育所・認定こども園から小学校へと子どもの発達や学びは連続しているため、幼児期から小学校への滑らかな移行が図られていることが望まれます。

そのため、子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校が、互いの保育や授業を参観し合ったり、交流したり、情報を交換し合ったりすることを通して、思いや目的を理解し合うことが大切です。（小学校との連携の具体例については、資料-⑨【p. 45】を参照してください。）

そこで、県は、これまでの幼保小連携推進モデル事業や先進的な取組に関する情報提供を行うなどして、「幼児と児童間の異年齢交流」、「幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の合同研修や職員の交流」などの取組の推進に努めます。

### 小学校への滑らかな移行



### 〈県の取組〉

- モデル事業の成果を活用し、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携・接続のための研修会を実施します。  
（モデル事業の成果）・望ましいしつけの在り方、接続期のカリキュラム  
・合同研修の内容・方法の工夫 など
- 幼稚園・保育所・認定こども園の職員の小学校1日体験研修を促進します。  
（小学校における体験研修については、資料-⑩【p. 46】を参照してください。）
- 市町村が実施する「幼保小連携・接続」に関する事業を支援します。

### 〈市町村の取組の指針〉

- 教育委員会は、保育所を所管する課と連携し、地域の幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の日常的な連携を促すため、幼保小の連携・接続を推進する担当者や協議会を設置するなどの工夫が望まれます。
- 教育委員会は、保育所を所管する課と連携し、「幼保小連携・接続」に関する実践的研究に取り組む小学校区を指定するなど、幼児期から児童期の教育・保育の充実を図ることが望まれます。

### 〈幼稚園・保育所・認定こども園の取組の指針〉

- 小学校との連携・接続を推進するコーディネーターを指名し、小学校の職員との協議会や幼児と児童との交流活動などの連絡調整に努めることが望まれます。  
(協議会の例) ・小学校就学前に何をどこまで習得させるのか。  
・小学校教育では、幼児期の学びをどう受け継いでいくのか。
- 小学校との連携活動に努め、課題の共有化と改善を図ることが望まれます。  
(課題の例) ・保育時間と在学時間との違いから生ずる課題  
・学童時間開始までの小学校における配慮事項 等
- 園内において、年間指導計画に小学校との連携・接続に関する配慮事項を加えるなど、接続期の教育・保育プログラムを開発していくことが望まれます。
- 幼児期にふさわしい生活の中で、「学びの自立」「生活上の自立」「精神的な自立」を養うことで、小学校におけるキャリア教育につなげていくことが望まれます。

学びの自立……自分にとって興味・関心があり、価値があると感じられる活動を自ら進んで行うとともに、人の話などをよく聞いて、それを参考にして自分の考えを深め、自分の思いや考えなどを適切な方法で表現すること。

生活上の自立…生活上必要な習慣や技能を身に付けて、身近な人々、社会及び自然と適切にかかわり、自らよりよい生活を創り出していくこと。

精神的な自立…自分のよさや可能性に気づき、意欲や自信をもつことによって、現在及び将来における自分自身の在り方に夢や希望をもち、前向きに生活していくこと。

(出典：幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について〔H 22 年 11 月 22 日 文部科学省：幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方に関する調査研究協力者会議〕)

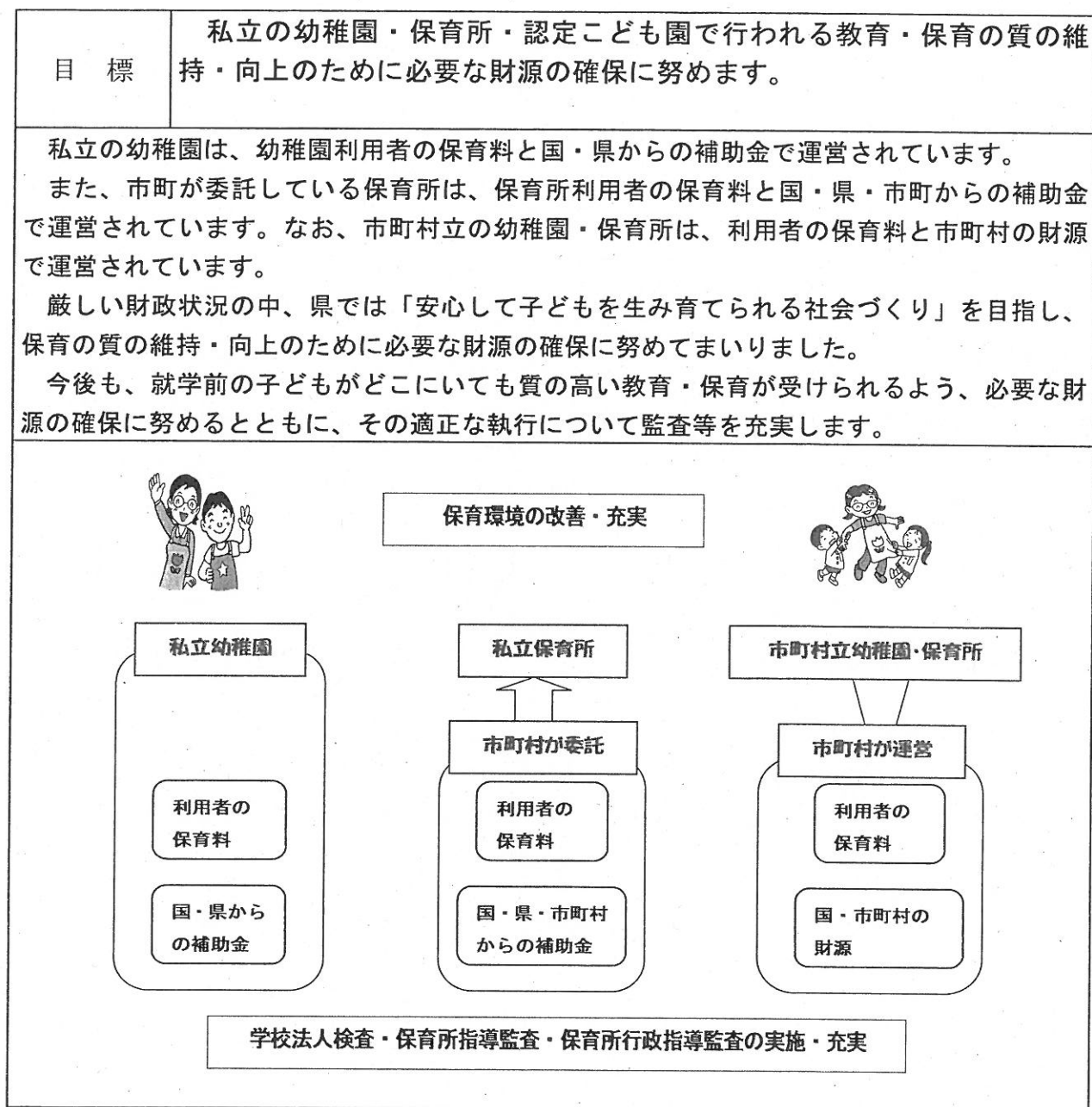
### 〈地域・家庭の取組の指針〉

- 小学校においては、幼児期の教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図るため、幼稚園・保育所・認定こども園の職員との合同研修や幼児・児童との交流活動などを実施していくことが望まれます。
- 小学校においては、幼稚園・保育所・認定こども園との連携・接続を推進するコーディネーターを指名し、協議会や交流活動などの連絡調整に努めることが望まれます。
- 小学校においては、幼児期と児童期の教育課程・指導方法等の違い、子どもの発達や学びの現状等の理解などを目的に、夏季休業中等に幼稚園・保育所・認定こども園における体験保育を実施することが望まれます。



### 重点項目3 私立の幼稚園・保育所・認定こども園への運営支援

#### 取組1-3-1 私立の幼稚園・保育所・認定こども園における取組を支えるために必要な財源の確保



#### 〈県の取組〉

- 幼稚園・保育所・認定こども園のすべての子どもが質の高い教育・保育が受けられるよう、保育環境の改善・充実を図るための財源の確保に努めます。

## 2 教員・保育士等の資質及び専門性の向上支援プログラム

### 現 状 と 課 題

小学校就学前の子どもたちを取り巻く環境は、少子化、核家族化、都市化、国際化、情報化、女性の社会進出など、急速に変化しています。これらの変化を背景として、保護者や地域社会の幼稚園・保育所・認定こども園に対するニーズが多様化してきています。

これまで同様、幼児を理解し、活動の場面に応じた適切な指導を行う力を身に付けていくことも重要ですが、それに加え、家庭との連携を十分に図りつつ教育・保育を展開する力なども求められています。

具体的には、幼児を内面から理解し、総合的に指導する力、具体的に保育を構想する力、実践力、得意分野の育成、集団の一員としての協働性、特別な配慮を要する幼児に対応する力、小学校や他の幼稚園・保育所との連携を推進する力、保護者及び地域社会との関係を構築する力、園長など管理職が発揮するリーダーシップ、人権に対する理解などが、教員・保育士に求められる専門性として挙げられます。

このようなことから、教員・保育士に求められる資質は多岐にわたり、ライフステージに応じて、普段から向上に努めることが求められており、市町村や関係機関等と協力し、教員・保育士自らが資質向上に対して取り組めるよう研修の機会を充実するなど、環境を整備していくことが必要です。

### 取 組 指 針

- 市町村や関係機関等と連携し、幼稚園・保育所・認定こども園の教員・保育士等を対象とする研修の充実を図ります。

### プ ロ グ ラ ム の 構 成

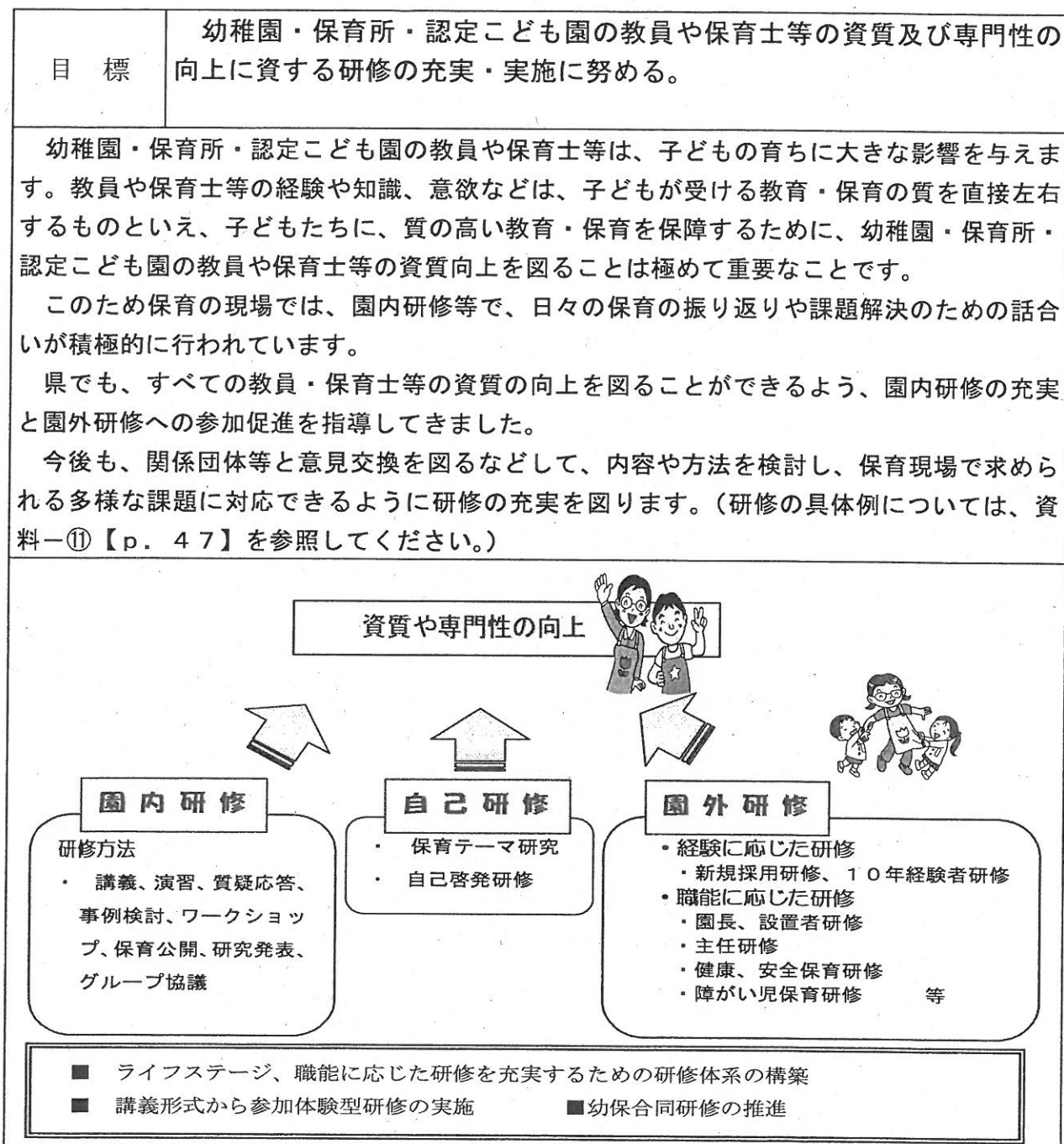
#### 重点項目1 教員・保育士等を対象とする研修の実施

取組 2-1-1 資質や専門性を高める研修の充実

取組 2-1-2 市町村等が実施する研修への支援の充実

## 重点項目1 教員・保育士等を対象とする研修の充実

### 取組2-1-1 資質や専門性を高める研修の充実



#### 〈県の取組〉

- 保育に携わる教員・保育士等の人権感覚の高揚に資する研修などを実施することにより、その資質及び専門性の向上に努めます。
- 幼稚園・保育所・認定こども園の指導者を対象とした「運動遊び」や「水遊び」等の研修会を実施します。

- 変化する関係法令や指針、制度等の理解、発達障がいに関する理解、児童虐待への対応、保護者への対応などの多様な課題に対応できるための研修等の充実に努めます。
- 経験に応じた研修（新規採用研修、10年経験者研修）の充実に努めます。（新規採用教員研修の具体的な内容等については、資料-⑫【p. 48】を参照してください。）
- 保育現場で求められる新たな課題に対応できるよう、関係者との意見を踏まえながら実践的な指導力を高める研修プログラムの開発に努めます。
- 幼稚園・保育所・認定こども園の合同研修を推進します。
- 教員・保育士等の不足を解消するため、市町村や幼稚園・保育所・認定こども園関係者と意見交換をしながら、資格を取得していながら就労していない、いわゆる潜在保育士等に対する研修等について検討していきます。

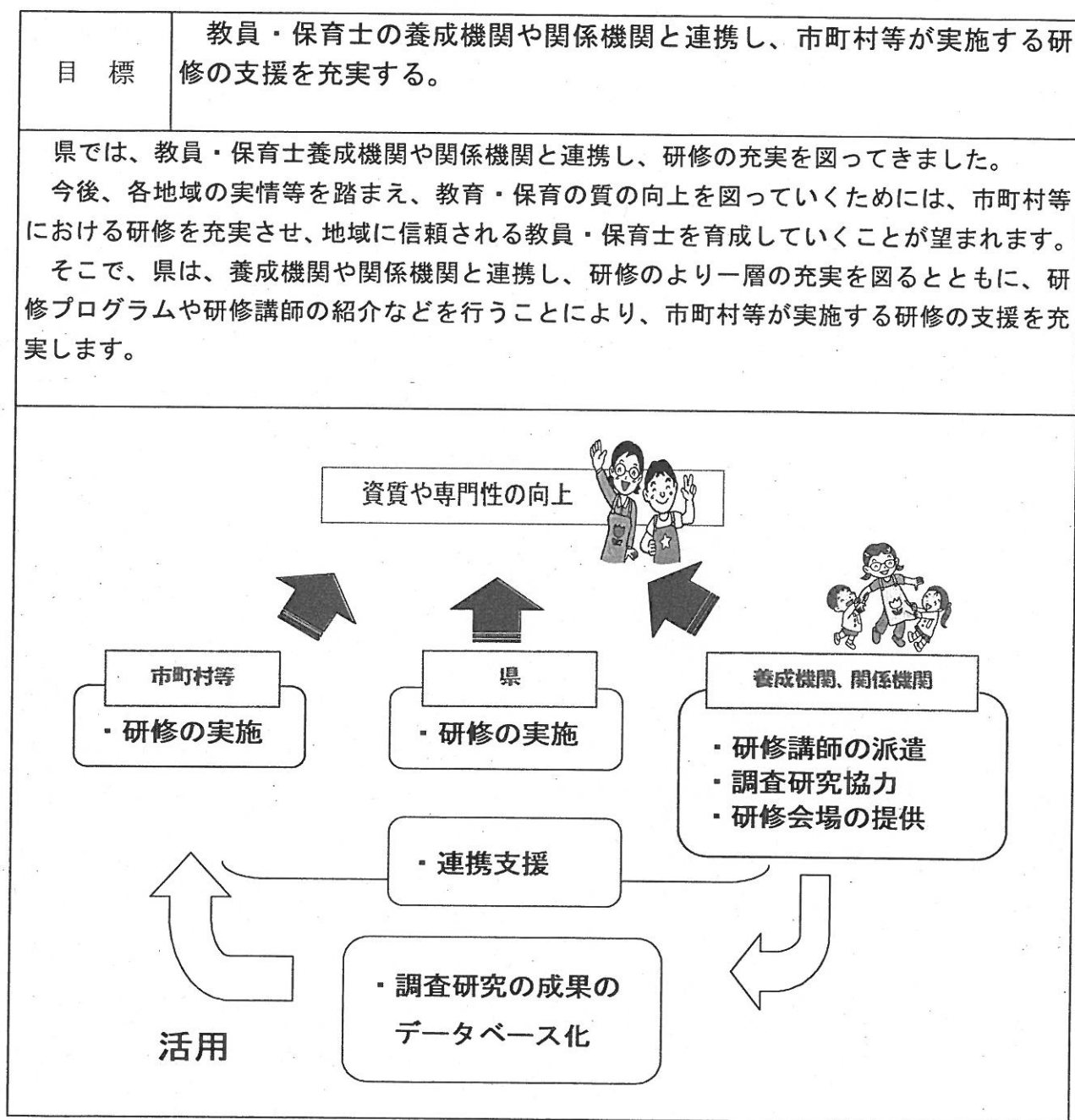
#### 〈市町村の取組の指針〉

- 小学校就学前の子どもがどこにいても質の高い教育・保育が受けられるよう、幼稚園・保育所・認定こども園の教員・保育士等の資質及び専門性を高める研修を実施していくことが望まれます。  
（研修内容例）
  - ・「健康・安全保育」に関する研修
  - ・「防災教育」に関する研修
  - ・小学校との円滑な接続を促す研修

#### 〈幼稚園・保育所・認定こども園の取組の指針〉

- 幼稚園・保育所・認定こども園の園（所）長等は、教員・保育士等及び園の課題を踏まえた園内外の研修を体系的、計画的に実施したり、職員の自己研鑽に対する援助や助言に努めたりすることが望まれます。
- 教員・保育士等は、子どもの保育及び保護者に対する子育て支援が適切に行われるように、自己評価に基づく課題等を踏まえ、園内外の研修等を通じて、必要な知識及び技術の修得、維持及び向上に努める必要があります。
- 園全体の保育の質の向上を図るため、教員・保育士等の一人一人が、保育実践や研修などを通じて保育の専門性などを高めるとともに、保育実践や保育の内容に関する共通理解を図り、協働性を高めていくことが必要です。

## 取組2-1-2 市町村等が実施する研修への支援の充実



### 〈県の取組〉

- 幼児教育の理解や実践的指導力を高めるため、教員や保育士のライフステージに応じて、教員・保育士の養成機関と連携して研修の充実を図ります。
- 関係機関と連携し、障がい児保育など専門的な保育を体験する研修の機会を提供します。
- 幼保小接続や保育実践に関する調査研究を促進し、その成果の普及・啓発に努めます。

### 〈市町村の取組の指針〉

- 地域の子どもたちが、質の高い教育・保育を受けられるよう、幼稚園・保育所・認定こども園の保育の質の向上を図るための研修事業の実施が望まれます。  
(研修内容例)〔再掲〕
  - ・「健康・安全保育」に関する研修
  - ・「防災教育」に関する研修
  - ・小学校との円滑な接続を促す研修
- 幼稚園・保育所・認定こども園が、外部の専門家を恒常的に活用できる体制を整えるなど、研修体制の充実を図ることが望まれます。

### 〈幼稚園・保育所・認定こども園の取組の指針〉

- 幼稚園・保育所・認定こども園の園(所)長等は、調査研究の成果の活用や外部の専門家の活用により、保育実践の改善を図り、保育の質の維持・向上に努めることが望まれます。
- 教員・保育士等は、研修の成果を保育実践に活用したり、自らの課題を把握し自己研鑽したりすることにより、自らの資質や専門性の向上に努めることが望まれます。



### 3 地域の子育て家庭への支援体制の充実支援プログラム

#### 現 状 と 課 題

近年、都市化、核家族化、少子化、情報化などの社会状況が変化する中で、子どもにどのようにかかわっていけばよいのか悩んだり、孤立感を募らせる保護者の増加などといった様々な状況が指摘されています。

そのため、これまでも幼稚園・保育所・認定こども園では、保護者の子育てに対する不安やストレスを解消し、その喜びや生きがいを取り戻して、子どものより良い育ちを実現する方向となるよう、様々な子育ての支援が取り組まれています。

県では、これまで同様、安心して子どもを生み育てやすい社会づくりを目指し、子育てを応援していきます。

特に、多くの小学校就学前の子どもが生活する、幼稚園・保育所・認定こども園の子育て支援をより一層充実していく必要があります。

また、企業等の事業者は、従業員が仕事と家庭の両立ができるような「働きやすい職場づくり」の取組を進めることが望まれます。

#### 取 組 指 針

- 幼稚園・保育所・認定こども園の子育て支援機能の充実を支援します。
- 幼稚園・保育所・認定こども園や関係機関などによる子育て支援を充実するため、地域の子育て支援指導者を養成する研修を実施します。

#### プ ロ グ ラ ム の 構 成

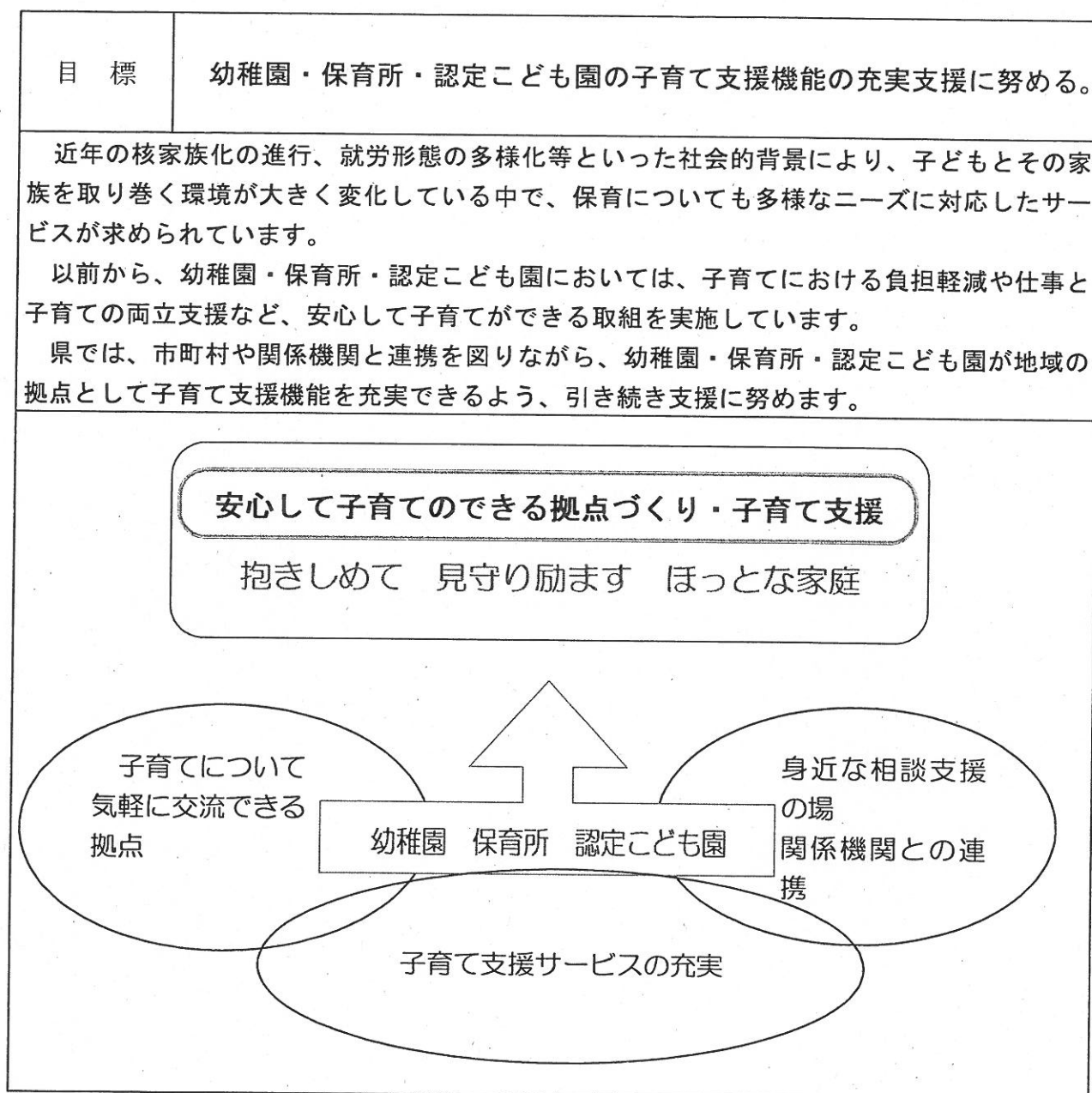
**重点項目 1** 幼稚園・保育所・認定こども園の子育て支援拠点としての機能の充実

取組 3-1-1 幼稚園・保育所・認定こども園の子育て支援機能の充実

取組 3-1-2 子育て支援指導者養成研修の実施

## 重点項目 1 幼稚園・保育所・認定こども園の子育て支援拠点としての機能の充実

### 取組3-1-1 幼稚園・保育所・認定こども園の子育て支援機能の充実



#### 〈県の取組〉

- 就労形態の多様化、保護者や児童の急な疾病等による様々な保育ニーズに対応するため、保育所における延長保育、休日保育、一時預かり及び病児・病後児保育等、多様な保育サービスの充実を促進します。
- 保護者や地域の子育て支援ニーズに対応するため、幼稚園、認定こども園における子育て家庭に対する支援や預かり保育等の保育サービスの充実を促進します。

- 保護者の就労の有無にかかわらず、就学前の教育・保育を一体的に提供する認定こども園における保育サービスの充実を促進します。

#### 〈市町村の取組の指針〉

- 子育てにおける負担感の軽減や仕事と子育ての両立支援など、安心して子育てができる環境づくりを総合的に推進するため、保育サービスの充実が望まれます。
- 市町村には、子育て支援に取り組む関係機関があり、その機能を拡充していくことが望まれます。(子育て相談機関との連携については、資料－⑬【p. 49】を参照してください。)

#### 〈幼稚園・保育所・認定こども園の取組の指針〉

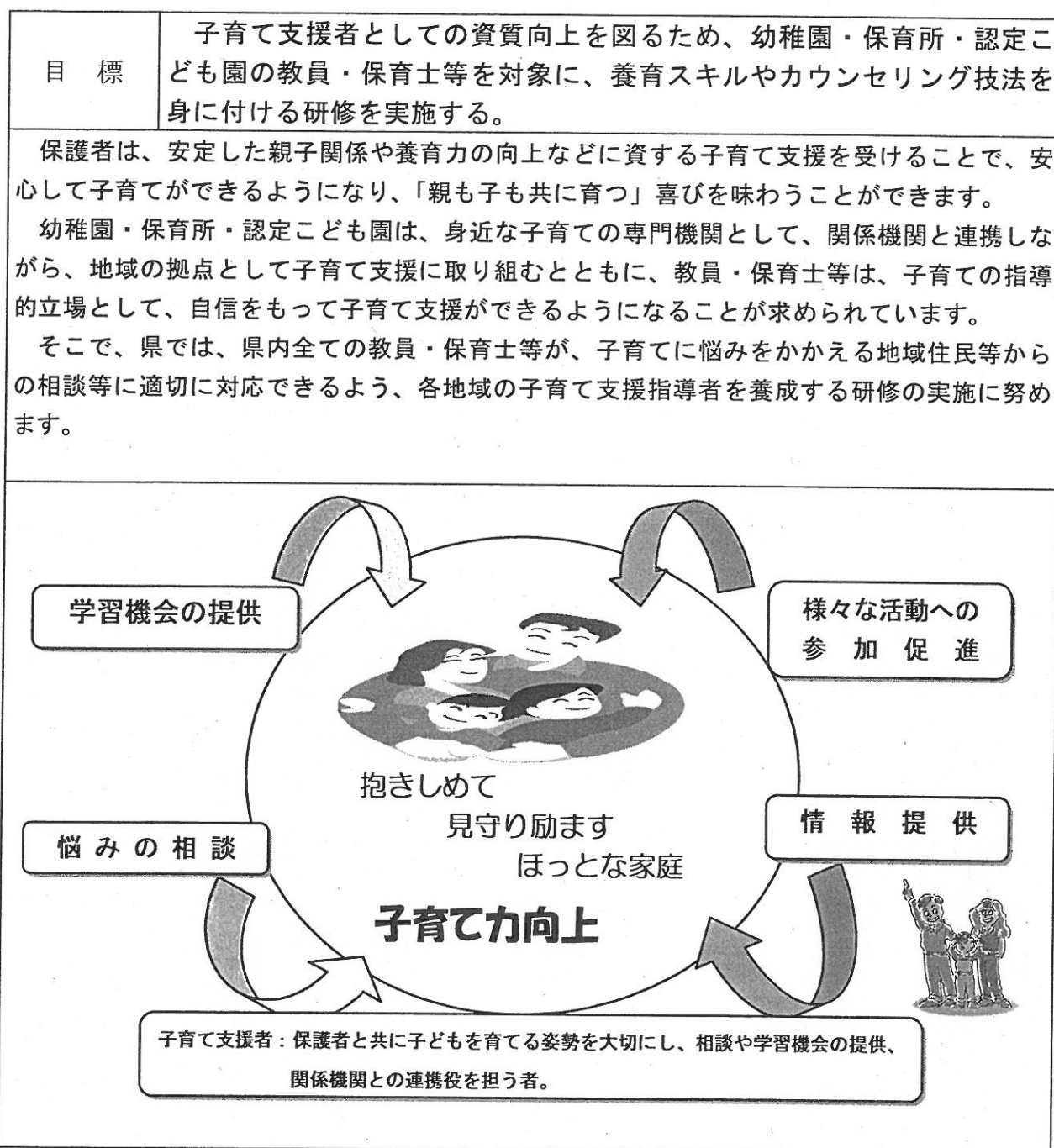
- 幼稚園・保育所・認定こども園においては、地域の実情に応じ、「親と子どもが共に育つ」よう市町村や地域との連携に努め、子育て支援を充実していくことが望まれます。
- 幼稚園・保育所・認定こども園においては、保護者に対して、相談、保護者同士の交流、子育て支援に関する情報提供、保護者のサークル活動支援、子育て講話などを積極的に取り入れていくことが望まれます。

#### 〈地域・家庭の取組の指針〉

- 地域においては、「親と子どもが共に育つ」よう、地域の実情に応じ、幼稚園・保育所・認定こども園や市町村との連携を図り、子育て支援を充実していくことが望まれます。
- 学校や民間団体等においては、市町村と連携しながら、乳幼児への接し方などを学ぶため、小学生や中学生、高校生が幼稚園・保育所・認定こども園において、計画的、継続的に保育体験ができるような仕組みを作っていくことが望まれます。

(各種子育て支援事業については、資料－⑭⑮【p. 50, 51】を参照してください。)

### 取組3-1-2 子育て支援指導者養成研修の実施



#### 〈県の取組〉

- 幼稚園、保育所、認定こども園、児童館及び地域子育て支援センター等が有する人的・物的資源を活用した、施設の開放、子育て相談、学習機会の提供等の子育ての支援を充実するため、子育て支援指導者養成の研修を実施します。

(地域子育て支援センター等の取組については、資料-⑯⑰【p. 52, 53】を参照してください。)

### 〈市町村の取組の指針〉

- 「親と子どもが共に育つ」、「子育ての喜びを感じる」ように、「子育てに対する相談」「子どもの発達に関する相談」「小学校就学前教育に関する相談」等に対応できる、相談体制を充実していくことが望まれます。  
(例) 経験豊かな教員・保育士等を子育て支援者に委嘱する。  
臨床発達心理士と教員・保育士等の専門家チームをつくる。

### 〈幼稚園・保育所・認定こども園の取組の指針〉

- 幼稚園・保育所・認定こども園は、それぞれの特性を生かした支援、子どもの成長の喜びの共有、保護者の養育力の向上に結びつく支援、地域の資源の活用など、各園等の子育て支援体制を整え、積極的に実施することが望まれます。
- 適切な子育て支援を行うためには、子育てや発達に関する専門的な知識を高めるとともに、関係機関との連絡調整をすることが必要となります。そのため、子育て支援の担当者を指名するなどして、関係機関との連携や子育て支援活動を推進していくことが望まれます。

### 〈地域・家庭の取組の指針〉

- 保護者は、子育てをより一層楽しむため、幼稚園・保育所・認定こども園の子育て支援活動を利用し、子どもの発達に関する知識や子育ての知識・技術を身に付けていくことが望まれます。
- NPO法人等においては、ピア・サポート活動（子育てをする保護者同士の相談活動）の機会をつくっていくことが望まれます。
- 企業等の事業者は、従業員が仕事と家庭の両立ができるような「働きやすい職場づくり」の取組を進めることが望まれます。

## VI 推進のための指標

推進のための指標を設定し、取組の進捗状況の点検・改善を図ります。

### 1 遊びや生活を通じた教育・保育の内容の充実のための支援プログラム

| 指 標                                | 現状値<br>(H23) | 目標値<br>(H26) |
|------------------------------------|--------------|--------------|
| 特別支援教育コーディネーターを指名している幼稚園・保育所の割合    | 37.0%        | 60.0%        |
| 自己評価を実施している幼稚園・保育所の割合              | 59.0%        | 80.0%        |
| 小学校との交流活動や合同研修会等に取り組んでいる幼稚園・保育所の割合 | 85.0%        | 100.0%       |

### 2 教員・保育士等の資質及び専門性の向上支援プログラム

| 指 標                              | 現状値<br>(H23) | 目標値<br>(H26) |
|----------------------------------|--------------|--------------|
| 県が主催する研修や県が協力して講師を務めた研修に参加したのべ人数 | 3,465人       | 5,000人       |



## 資 料

|                                  | ページ |
|----------------------------------|-----|
| 資料－① 認定こども園とは                    | 36  |
| 資料－② 未来みやざき子育て県民運動の推進方針と構想図      | 37  |
| 資料－③ 幼稚園教育要領と保育所保育指針の内容の整合性      | 39  |
| 資料－④ 教育・保育の内容の充実と目標の達成           | 40  |
| 資料－⑤ 体験活動の充実                     | 41  |
| 資料－⑥ 早期発見、早期からの適切な支援のために         | 42  |
| 資料－⑦ 保育実践の改善・向上                  | 43  |
| 資料－⑧ 幼保連携による教育・保育の充実             | 44  |
| 資料－⑨ 幼保小連携による教育・保育の充実と小学校への円滑な接続 | 45  |
| 資料－⑩ 「小学校における体験研修」について           | 46  |
| 資料－⑪ 資質や専門性を高める研修の充実             | 47  |
| 資料－⑫ 幼稚園等新規採用教員研修内容              | 48  |
| 資料－⑬ 子育て相談機関との連携                 | 49  |
| 資料－⑭ 各種子育て支援事業                   | 50  |
| 資料－⑮ 子どもへの接し方を学ぶ親のための保育体験        | 51  |
| 資料－⑯ 地域子育て支援センター等の取組①            | 52  |
| 資料－⑰ 地域子育て支援センター等の取組②            | 53  |
| ○ プログラム策定のための主な意見聴取等の経過          | 54  |
| ○ 小学校就学前教育推進会議委員名簿               | 55  |

認定こども園

人間形成の基礎を培う重要な時期である乳幼児期を、一貫して支えるため、保護者の就労の有無や就労形態などで区別することなく、教育と保育を一体として実施する施設です。

「認定こども園」は、次の2つの機能を備えた施設です。

- 保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能
- すべての子育て家庭を対象に子育て不安に対応した相談活動や親子の集いの場の提供などを行う機能

【認定こども園の型】

それぞれの機能を相互に持ち合わせた施設として、次のような型が示されています。

- |         |                                                 |
|---------|-------------------------------------------------|
| 1 幼保連携型 | 幼稚園と保育所が連携し一体的な運営を行うことで、総合施設としての機能を果たすタイプ       |
| 2 幼稚園型  | 幼稚園が機能を拡充させることで、総合施設としての機能を果たすタイプ               |
| 3 保育所型  | 保育所が機能を拡充させることで、総合施設としての機能を果たすタイプ               |
| 4 地方裁量型 | 幼稚園・保育所のいずれの認可もないが、地域の教育・保育施設が総合施設としての機能を果たすタイプ |

認定こども園については、「宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例（平成18年10月1日制定）」により、子どもの健やかな育ちを中心におき、機能の質を確保しています。

【『認定こども園』の基本的考え（抜粋）】

|               |                                                                                                      |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 適切な職員の配置及び資格等 | 0～2歳児については、保育所と同様の職員配置（保育士資格を有する者）、3～5歳児については、幼稚園教諭免許と保育士資格を併有することがより望ましい。（他方の資格のみを有する者を排除するものではない。） |
| 施設設備          | 総合施設の機能が十分に発揮できる配慮が必要である。                                                                            |
| 教育・保育内容       | 幼稚園教育要領及び保育所保育指針をふまえながら、総合施設の固有の事情など配慮すべき内容を盛り込むことが必要である。                                            |
| 保育者の資質向上      | 保育者の資質は、教育・保育の要であり、自ら資質向上に努めることが重要である。さらに、総合施設においては教育・保育に加え、親の子育て力向上につながるような子育て支援などについての能力が求められる。    |
| 子育て支援         | 単なる育児の肩代わりだけでなく、親への支援を通して親自身の子育て力の向上を積極的に支援することが必要である。                                               |
| 管理運営など        | 総合施設の長については、教育・保育及び子育て支援について、一つの園として多様な機能を一体的に発揮させる能力を有することが求められる。                                   |

〈詳細は、県庁ホームページを参照してください。〉

[http://www.pref.miyazaki.lg.jp/contents/org/chiiki/seikatu/kodomo\\_en/index.html](http://www.pref.miyazaki.lg.jp/contents/org/chiiki/seikatu/kodomo_en/index.html)

## 未来みやざき子育て県民運動の推進方針

### 1 未来みやざき子育て県民運動の趣旨

急速な少子化の進行は、社会全体に様々な影響を及ぼすことが懸念されております。

今後とも、行政による少子化・子育て支援対策の充実が必要ですが、行政の取組に加え、県民や事業者、関係団体、行政が連携・協働して、県民総ぐるみで子育て支援に取り組んでいくことが大変重要となっております。

この運動は、本県の優れた保育環境や豊かな自然、人情、さらには地域の絆など、恵まれた子育て環境を活かしながら、行政、関係団体、事業所等が、それぞれ主体的に子育て支援に取り組むことで、県民一人一人が、家庭、地域、職場等において、少子化の問題や家庭、地域の大切さを考え、日頃から子育て支援の担い手として参加できるよう環境整備を図るものです。

この取組が、やがて宮崎らしい風土となって受け継がれ、誰もが子どもを安心して生むことができ、子育てが楽しいと感じられる宮崎づくりの礎となるものです。

この推進方針は、参加団体が主体的に取り組んでいただく際の基本的な指針として定めるものです。

### 2 基本的な推進方針

- (1) 県民運動の趣旨等の理解促進に努め、少子化の現状や社会全体で子どもと子育てを支援する必要性についての広報活動に努める。
- (2) 地域において、県民が子育て支援の担い手としてそれぞれの役割を発揮できるような仕組みづくりに努める。
- (3) ワーク・ライフ・バランスを積極的に推進し、子育てを応援する職場環境づくりに努める。

## 未来みやざき子育て県民運動の推進体制

### ○推進体制

#### ●未来みやざき子育て県民運動推進協議会

構成: 県、市町村、関係団体、NPO、事業所等

内容: 県民運動の推進方針の検討

県民運動の普及・啓発

県民運動の実践活動

県民運動推進のために必要な情報収集及び提供

連携



#### ●各市町村県民運動推進協議会

### 県民運動の展開

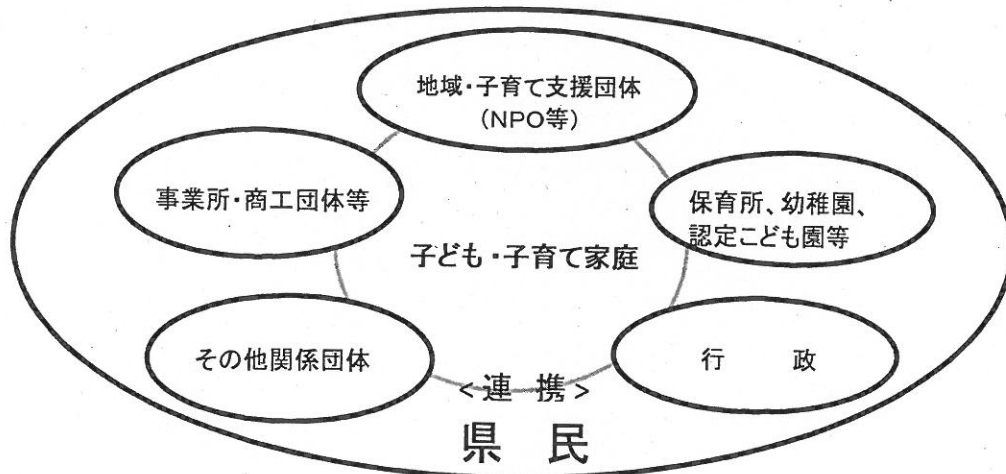
#### 各団体の取組

県及び市町村の推進協議会の構成団体等が子育て支援に関する取組を積極的に展開し、地域に子育て支援の輪を拡大していく。

#### 各団体の連携による取組

#### 県民一人ひとりの取組

県民一人ひとりが子育て支援の重要性を共有し、家庭、地域、職場において、日頃から子どもと子育てを応援する気運を醸成するとともに、子育て支援の担い手として、様々な取組への参加を促進していく。

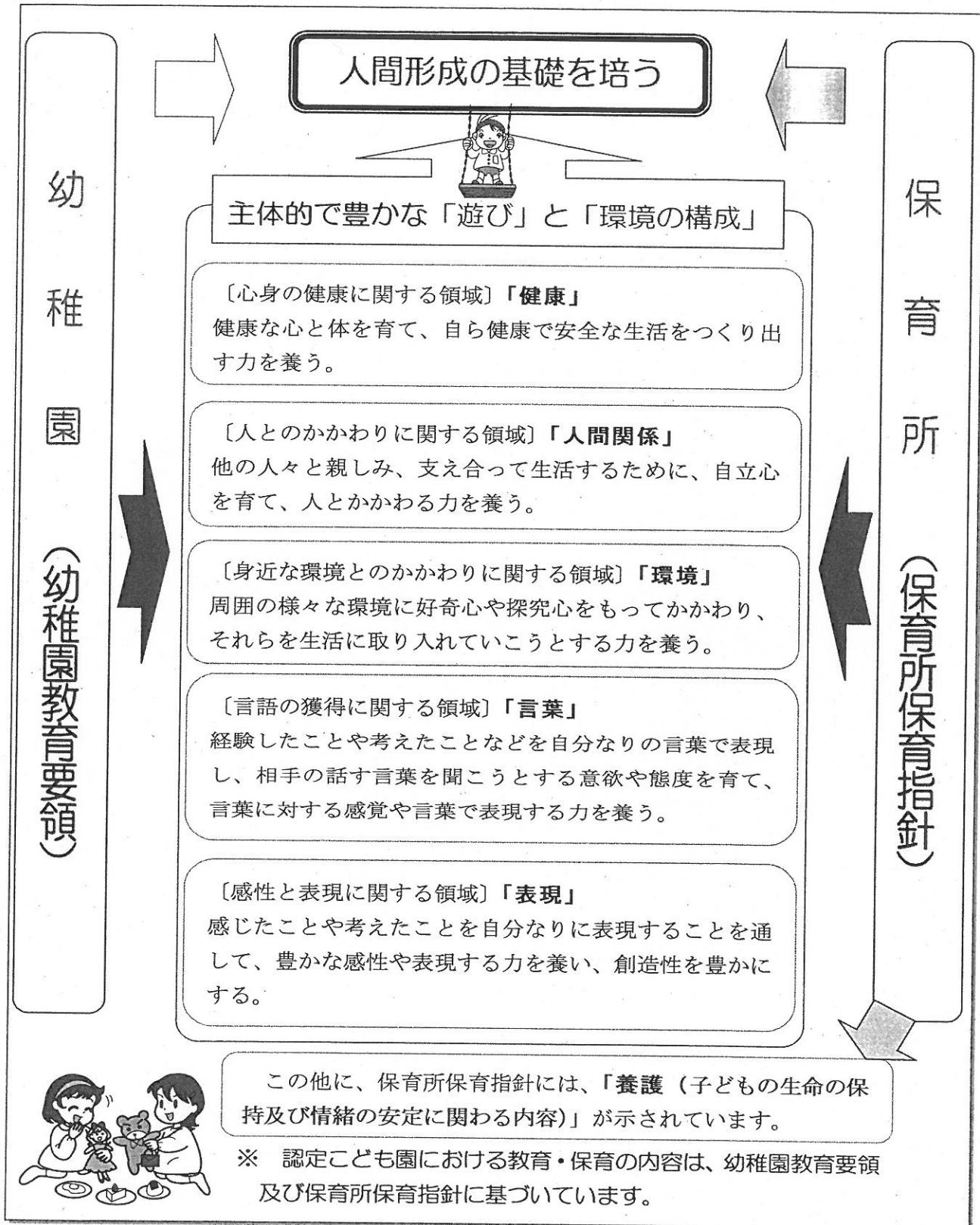


### ○運動展開後のイメージ

県民総ぐるみで運動を展開することにより、子どもと子育て家庭を応援する環境が整えられ、安心して子どもを生みことができ、子育てが楽しいと感じられる宮崎づくりを目指す。

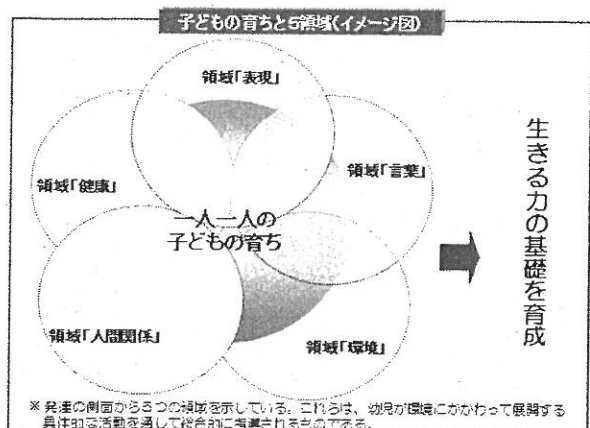
【資料－③ 幼稚園教育要領と保育所保育指針の内容の整合性】(本文対応 p. 10)

幼稚園は文部科学省の「幼稚園教育要領」、保育所は厚生労働省の「保育所保育指針」に沿った教育・保育が行われています。



【幼稚園や保育所、認定こども園に取り組んでほしいこと】

**遊びの中で総合的な指導を充実させましょう**



幼児期には諸能力が個別に発達していくのではなく、相互に関連し合い、総合的に発達していく。

例えば、幼児の言語を使った表現は、幼児が実際にいる状況に依存しているため、その状況を共有していない者にとって、幼児の説明は要領を得ないことが多い。しかし、友達と一緒に遊ぶ中で、コミュニケーションを取ろうとする意識が高まり、次第に状況に依存しない言語表現力が獲得されていく。言語能力が伸びるにつれて、言語により自分の行動を計画し、制御す

るようになってとともに、自己中心的な思考から相手の立場に立った思考もできるようになる。こうして社会性、道徳性が培われる。そのことは、ますます友達と積極的にかかわろうとする意欲を生み、さらに、友達と遊ぶことを通して運動能力が高まる。そして、より高度で複雑な遊びを展開することで、思考力が伸び、言語能力が高まる。象徴機能である言語能力の発達は、見立てやごっこ遊びという活動の中で想像力を豊かにし、それを表現することを通して促される。

このように、遊びを通して幼児の総合的な発達が実現していく。遊びを通して総合的に発達をとげていくのは、幼児の様々な能力が一つの活動の中で関連して同時に発揮されており、また、様々な側面の発達が促されていくための諸体験が一つの活動の中で同時に得られているからである。

例えば、幼児が何人かで段ボールの家を作っているとする。そのとき幼児たちは大まかではあるが、作ろうとする家のイメージを描く。そのことで幼児は作業の段取りを立て、手順を考えるというように、思考力を働かせる。一緒に作業をするために、幼児たちは自分のイメージを言葉や身体の仕事などを用いて伝え合うことをする。相互に伝え合う中で、相手に分かってもらえるように自分を表現し、相手を理解しようとする。このようなコミュニケーションを取りながら一緒に作業を進める中で、相手に即して自分の行動を規制し、役割を実行していく。また、用具を使うことで身体の運動機能を発揮し、用具の使い方を知り、素材の特質を知っていく。そして、家が完成すれば、達成感とともに、友達への親密感を覚える。

このように、一つの遊びを展開する中で、幼児たちはいろいろな経験をし、様々な能力や態度を身に付ける。したがって、具体的な指導の場面では、遊びの中で幼児が発達していく姿を様々な側面から総合的にとらえ、発達にとって必要な経験が得られるような状況をつくることを大切にしなければならない。幼児の生活そのものともいえる遊びを中心に、幼児の主体性を大切にする指導を行おうとするならば、それはおのずから総合的なものとなるのである。（幼稚園教育要領解説より引用）

**就学前教育の教育・保育の目標の達成を図りましょう**

幼稚園・保育所・認定こども園においては、幼児期にふさわしい生活が展開され、適切な指導が行われるよう、領域・ねらい・内容に留意して調和のとれた指導計画（年間指導計画、月案・週案・日案など）を作成し、子どもの活動に沿った柔軟な指導を行っていきましょう。

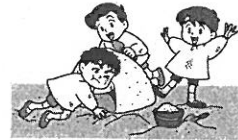


**「ひと」「もの」「こと」とのかかわりを通した「体験活動」の充実を図りましょう**

自然や人とのかかわりなどを通した体験活動は、好奇心や探究心を広げ、感性を育むとともに、様々な能力や態度を育てることができます。本県は、豊かな自然・歴史や文化・先賢など、教育資源に恵まれています。地域の教育資源を発見し、教材として用いることで、園独自の特色ある体験活動を展開し、幼児期にふさわしい道徳性の芽生えを培っていきましょう。

**自然にふれ合う機会をつくりましょう**

園内や地域にある資源を有効に活用していくことが大切です。例えば、園内の砂場遊びや休耕田を利用した泥遊び、自然の中に散歩に出かけて川遊びや木登りを楽しむなど、子どもの好奇心を揺り動かす機会を多くつくりましょう。

**【砂場遊び・泥遊び】**

多くの園では、砂場遊び・泥遊びが行われています。ある園では、雑菌の少ない粘土質の土を使って、子どもたちは安心してどろ遊びを楽しむことができます。

また、園の周辺にある休耕田を借りて、泥遊びや田植えを楽しんでいる園もあります。子どもたちは、身体じゅう泥だらけになって、思いきり泥遊びを楽しみます。土のヌルヌル感や土のあたたかさを感じ、心も体も開放し、泥の感触や気持ちよさなど、たくさんのことを学んでいます。

**【木登り】**

園庭に、木登りのできる環境を設けているところがあります。子どもたちは、目を輝かせて自分の体の何十倍もある木に登っています。木の上からのいつもと違った目線は、子どもたちの視野を広げているのかもしれません。

**食にかかわる体験を取り入れてみましょう**

ある幼稚園では、小学生と一緒に芋植えをしています。作物を育てる大変さとともに収穫の喜びもあわせて体験しています。作物を育てる体験を通して、他の人とのかかわりも学んでいきます。また、収穫した芋を食することで大地の恵みを感じ取る子どもに育ちます。

**人とかかわる体験を増やしましょう**

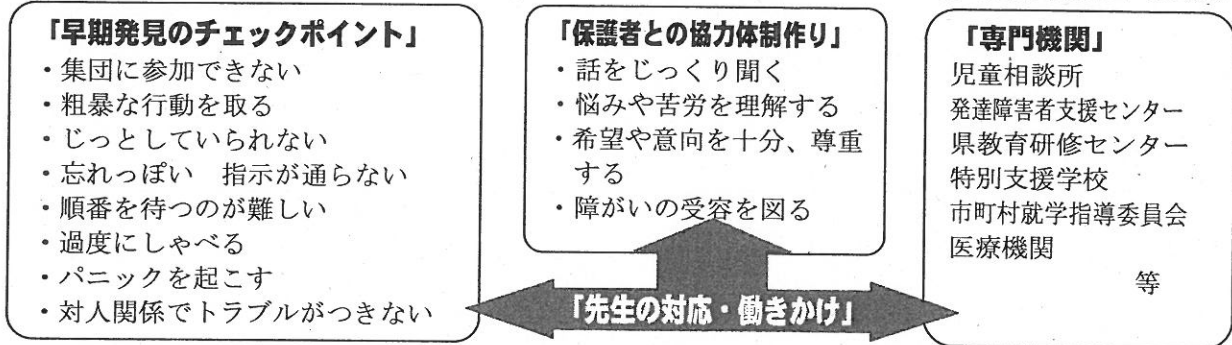
友だちや集団の中で遊んだり、地域の人々と積極的にかかわったりした経験を通して、人への信頼感や思いやりをもつ子どもが育ちます。

特に、生活においては、温かいまなざしをもった先生とのかかわりが子どもの心のよりどころとなります。

子どもの障がいの早期発見に努め、保護者・関係機関との適切な連携を図りましょう

○ 早期発見・早期対応のために大切なこと

①【幼稚園・保育所・認定こども園の気付き】 → ②【保護者との連携】 → ③【関係機関との連携】



特別支援学校では、障がいのある幼児を支援しています。

特別支援学校では、障がいのある児童生徒への教育はもとより、地域の特別支援教育センターとして相談窓口を開設し、保護者や幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、高等学校の相談に応じるとともに、巡回相談を実施しています。

《特別支援学校の相談の窓口》

| 学 校 名            | 障がい種別                   | 学部名  | 所 在 地                       | 電話番号           |
|------------------|-------------------------|------|-----------------------------|----------------|
| 明星視覚支援           | 視覚障がい                   | 小中高専 | 880-0121 宮崎市大字島之内 1390      | 0985 (39) 1021 |
| 都城さくら聴覚支援        | 聴覚障がい                   | 幼小中高 | 885-0094 都城市都原町 7430        | 0986 (22) 0685 |
| みやざき中央支援         | 知的障がい<br>肢体不自由          | 小中高  | 880-0121 宮崎市大字島之内 2100      | 0985 (39) 1633 |
| 赤江まつばら支援         | 病弱                      | 幼小中高 | 880-0911 宮崎市大字田吉 4977-371   | 0985 (56) 0655 |
| みなみのかぜ支援         | 知的障がい                   | 小中高  | 889-1601 宮崎市清武町木原 4257-6    | 0985 (85) 7851 |
| 日南くろしお支援         | 知的障がい<br>肢体不自由          | 小中高  | 887-0034 日南市大字風田 4030       | 0987 (23) 9212 |
| 都城きりしま支援         | 知的障がい<br>肢体不自由          | 小中高  | 885-0092 都城市南横市町 7097-2     | 0986 (25) 1878 |
| 都城きりしま支援<br>小林校  | 知的障がい<br>肢体不自由          | 小    | 886-0001 小林市東方 3216         | 0984 (23) 5177 |
|                  |                         | 中    | 886-0001 小林市東方 3094-2       | 0984 (23) 8887 |
|                  |                         | 高    | 886-8505 小林市真方 124          | 0984 (24) 5508 |
| 延岡しろやま支援         | 聴覚障がい<br>知的障がい<br>肢体不自由 | 幼小中高 | 882-0802 延岡市野地町 3 丁目 3477-2 | 0982 (29) 3715 |
| 延岡しろやま支援<br>高千穂校 | 知的障がい<br>肢体不自由          | 高    | 882-1101 高千穂町大字三田井 1234     | 0982 (73) 1077 |
| 日向ひまわり支援         | 知的障がい<br>肢体不自由          | 小中高  | 883-0033 日向市大字塩見 12161      | 0982 (54) 9610 |
| 児湯るびなす支援         | 知的障がい<br>肢体不自由          | 小中   | 889-1401 児湯郡新富町大字日置 1297    | 0983 (33) 4207 |
| 清武せいりゅう支援        | 肢体不自由                   | 小中高  | 889-1601 宮崎市清武町木原 4257-9    | 0985 (85) 6641 |

注】明星視覚支援学校の学部名「専」は、「専攻科」を示している。

### 日頃から行事等を通して地域と一体になった教育・保育を推進しましょう

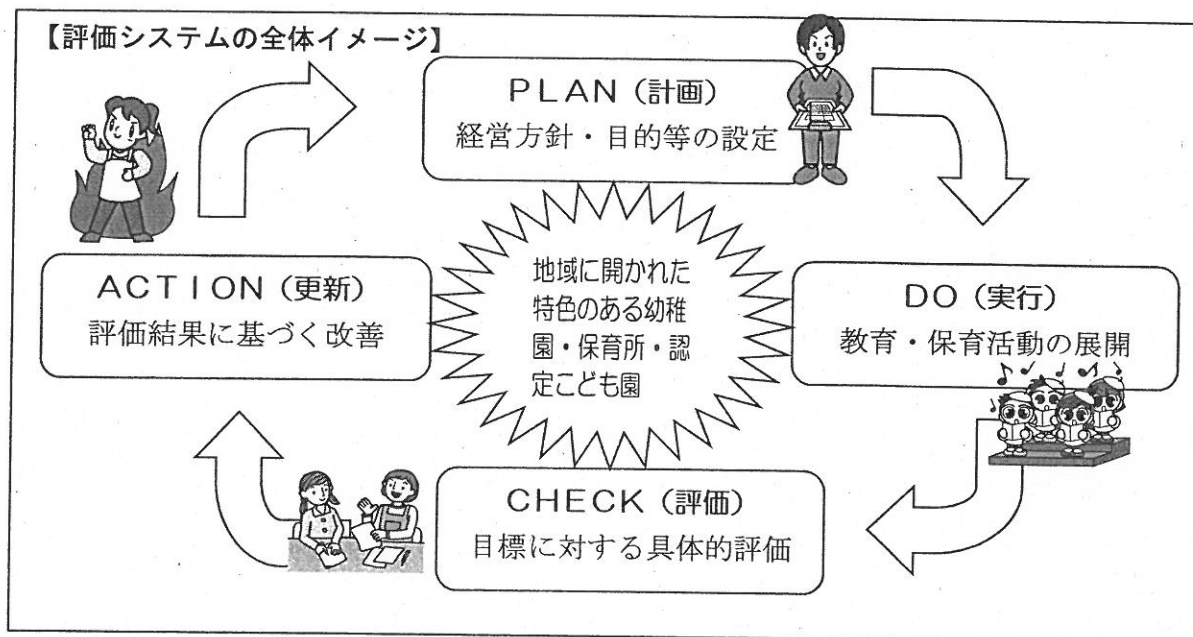
園の行事や参観日、園開放等を通して、幼稚園・保育所、認定こども園の様子等の公開に努め、信頼される幼稚園・保育所・認定こども園を目指しましょう。

### 幼稚園・保育所・認定こども園の経営方針や教育・保育計画等を明確にしましょう

計画を作成する際には、以下の点に留意しましょう。

- 幼児の実態や園の課題を踏まえ、経営方針を明確にしているか。
- 教育課程や保育課程及び年間計画等に幼稚園・保育所・認定こども園の特色がわかりやすく、一貫性のあるものとして示されているか。
- 預かり保育や延長保育を含めた、1日の流れが記されているか。

### PDCAによる評価システムをつくりましょう



PDCAサイクルによって、自己点検及び評価を行い、その成果を公表することで、地域に開かれ、信頼される園づくりに努めましょう。例えば、評価結果の中から保護者や地域住民の意向を把握し、行事等で協力を得たり、地域の教育資源を積極的に取り入れたりするなど、教育・保育を充実する取組が考えられます。

### 調査研究の成果を活用しましょう

関係団体等による保育実践に関する調査研究を推進するとともに、積極的に調査研究の成果を活用することで、教育・保育を改善・向上する取組をしましょう。

幼稚園と保育所、認定こども園の合同研修会等を推進しましょう

合同の講演会や研修会等で、幼児の内面の理解や援助の在り方等について議論することにより、日頃気付かなかった新しい発見をして、日常の教育・保育に生かすことが期待できます。

特に、「小学校への円滑な接続」は、幼稚園・保育所・認定こども園の共通の課題であり、合同研修等を行うことにより、地域の実情に合った取組の充実が期待できます。

幼稚園・保育所の連携（例）

A市では、同じ中学校区にある幼稚園、保育所、小学校による連携を進めています。

○連携推進会議の開催

幼稚園・保育所・小学校の連携を推進するための具体的な取組について協議し、共通理解を図ります。

幼稚園長、保育所長、小学校長のほかに、幼保小連携の中心的な役割を担う教員・保育士らで構成します。この会における意見交換や協議を通じて、幼稚園と保育所との連携も図られています。

○幼稚園教員・保育所保育士による小学校の授業参観

小学校の授業参観を通して、発達の連続性や小学校就学前の保育の在り方等について、理解を図ります。授業参観後の協議を通じて、小学校就学前に幼稚園・保育所でのどのような保育をしたらよいのか理解が図られています。

幼稚園と保育所間で施設の共有化による連携により、園児の交流を推進しましょう

遊戯室、園庭、プール等を共用することにより、今までに出会ったことのない子どもや職員とのかかわりの場を設け、生活経験を広げましょう。

幼稚園と保育所間の施設の共有による活動（例）

それぞれの施設に登園した子どもたちは、所持品の始末を済ませ共通の園庭に出ます。自分で好きな遊びを見付け、一緒に砂遊びをしたり、踊りや鬼ごっこ、集団遊びを楽しんだりする姿が見られます。



【資料－⑨ 幼保小連携による教育・保育の充実と小学校への円滑な接続】(本文対応 p. 20)

幼児と児童の交流活動を活発にしましょう

幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の相互のねらいや指導内容などを踏まえ、継続的で互恵性のある交流活動に取り組みましょう。特別な活動を設定するのではなく、それぞれの行事や小学校の生活科や総合的な学習の時間など、日頃よく行われている活動の時間を利用して交流することから始めましょう。

その際、小学校の生活科の目標と幼稚園・保育所・認定こども園の保育活動のねらいが、どちらも達成できるよう、十分話し合って計画したり、活動後の反省を行ったりすることが大切です。

『生活科、総合的な学習の時間における連携・交流活動の計画（モデル校の例）』

| 月 | 小学校 |           |                                                | 幼稚園・保育所等                                      |
|---|-----|-----------|------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
|   | 学 年 | 各 教 科 等   | 主 な 内 容 ・<br>ね ら い 等                           | 主 な 内 容 ・<br>ね ら い 等                          |
| 7 | 5 年 | 総合的な学習の時間 | ○ 楽しい水遊び<br>幼稚園児を招き、水遊びを通して触れ合い、交流を行う。         | ○ 水となかよし<br>小学生といっしょに水遊びを工夫して楽しみながら、かかわりを深める。 |
| 9 | 全学年 | 体育的行事     | ○ 運動会<br>次年度の入学児を運動会に招き交流する。                   | ○ 運動会でチャレンジ<br>小学校の運動会に参加し、めあてをもって最後までがんばる。   |
| 2 | 1 年 | 生 活 科     | ○ おもちゃランド<br>入学する幼稚園・保育所の園児を招き、計画した遊びを通して交流する。 | ○ おもちゃランド<br>おもちゃランドにおいて、遊び方を工夫し、かかわりを深める。    |
| 3 | 5 年 | 給 食       | ○ 交流給食<br>給食を共にすることで、5年生は上級生としての自覚を深める。        | ○ 5年生とのかかわりを深め、小学校へ向けての安心感や期待感を高める。           |

幼稚園・保育所・認定こども園の職員の教育・保育内容等の相互理解を進めましょう

職員は、幼児の生活や児童の学習の様子などに直接的に触れ、それぞれの子どもの発達や学習の様子を話し合うことで、発達や学びを見通す力を高めることができます。

職員相互の理解推進ができるよう、積極的に近隣の小学校とかかわりましょう。

幼稚園・保育所と小学校との連携（例）

E小では、同小学校区内のすべての保育所・幼稚園（13園所）の先生方に対して、12月に「第1回入学前連絡会議」を開催し、入学に対しての心構えや保護者の心配事などについて協議を行っています。

このように、小学校が中心となって幼・保・小が連携する場を設けることで、小学校との相互理解や交流が促進されます。

幼稚園幼児指導要録・保育所児童保育要録を確実に小学校へ送付しましょう

幼稚園幼児指導要録や保育所児童保育要録は、子どもの育ちを支える大切な資料です。園生活を通して子どもが育ってきた過程を振り返り、その姿や発達の状況をとらえ的確に記録をしましょう。小学校において子どもの育ちを支え、子どもの理解を助けるものとして活用が期待されています。記入方法の研修に取り組む積極的な園も増えています。



【資料－⑩ 「小学校における体験研修」について】（本文対応 p. 20）

1 ねらい

新規採用教員が小学校において体験研修を行うことで、小学校の教育を知り、幅の広い視野に立ち、長期的な子どもの成長・発達の見通しをもった教育・保育の実施につなげるとともに、新規採用教員・保育士の資質及び専門性の向上を図ることができる。

2 実施期間（日数）

当該年度の5月から2月の間（1日間）

3 実施方法

新規採用の教員・保育士の勤務する園長等の指導のもと、体験研修を行う小学校（幼保・小連携の視点から、同一市町村の近隣の小学校が望ましい。）に依頼し、その学校と連絡調整の上、実施日を決め研修を行う。

4 体験研修の内容例

- 講話「小学校の教育活動について」、「幼児児童の交流活動の実際」
- 授業参観
- 授業参加（ゲストティーチャーとして）
- 給食・清掃活動への参加
- 情報交換・学年会等への参加

5 新規採用教員の心得等

- 園長等の責任のもと、小学校と十分な連絡調整を図り体験研修に臨むこと。
- 教師として礼節（礼儀、服装等）を守ること。
- 場に応じて態度を慎みながら、子どもたちや小学校等の先生方と積極的に交流すること。
- 学校で知った情報（特に個人情報）等については秘密を漏らさないこと。
- 体験研修の終了後、自分なりに学んだことをまとめ、お礼状を送付すること。

6 配慮事項

(1) 子どもの交流活動

幼児・児童のどちらにとっても、「学び」のある活動になるよう、双方のねらいを明確にし、教職員が一緒に活動計画を立てる。

(2) 保育・授業参観

保育・授業研究会又は反省会の時間をもち、子どもの発達や学びに視点をおいて話し合い、教職員の相互理解を深める。

(3) 情報連携

校種間の垣根が低くなり情報が共有できるよう、連絡網の作成や情報交換システムの構築など、地域の特色に応じた連絡体制を整備する。

(4) カリキュラムの構築

互いの教育課程の編成にあたっては、幼児期から児童期への子どもの発達や年齢に応じた適切な指導の在り方を互いに理解し合う。特に、幼児・児童の実態に応じ、接続期のカリキュラムの編成を行うなど工夫する。



### 園内研修を充実しましょう

各幼稚園・保育所・認定こども園においては、研究保育の機会を増やしたり、講師を招いたりするなどの、園内研修の在り方を工夫し、一人一人の専門性を高めましょう。

また、園内研修の時間の確保に努め、乳幼児一人一人の内面を深く理解するとともに、園全体の課題を明確にし、指導計画等を見直す機会にしましょう。



### 園外研修へ積極的に参加しましょう

幼稚園・保育所・認定こども園の教員や保育士は、今日的課題を踏まえ社会の多様なニーズに応えるために、高い専門性を身に付けていくことが求められています。様々な研修会等で最新情報を身につけたり、教育・保育の在り方について議論をしたりすることは、とても大切なことです。

このため園長等は、教員や保育士が、経験と職能に応じ、適切な時期に必要な研修が受けられるよう、園外研修への参加の機会をつくっていくことが望まれます。

また、国公立にこだわることなく、近隣の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校や福祉施設の職員と、相互に教育・保育について意見交換をするなどの機会を設けることも大切なことです。

### 自己研修の充実を図りましょう

各地区で行われている研修会や子育てサークルなどに積極的に参加し、日頃から、自己の資質や専門性の向上に努めることは大切なことです。

宮崎県国公立幼稚園協会、宮崎県私立幼稚園連合会や宮崎県保育連盟連合会の主催する研修会等に積極的に参加しましょう。

また、例えば、脳の発達や発達心理学などの専門書を読んだり、趣味を広げる活動をしたりして、教員・保育士として幅の広い教養を身に付ける努力をしましょう。



【資料－⑫ 幼稚園等新規採用教員研修内容】（本文対応 p.25）

1 新規採用教員研修の目的

幼稚園、保育所、認定こども園（以下「幼稚園等」という。）の新任教員・保育士に対して、教育公務員特例法第23条の規定及び次世代育成支援宮崎県行動計画に基づき、幼稚園等の教育水準の維持向上を図るため、職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施し、実践的指導力と使命感を養う。

2 内 容（幼稚園等新規採用教員研修の研修項目等）

|                                 | 園外研修〔年間10日間〕<br>(県主催の研修)                                                                                                                                                     | 園内研修の内容(例)<br>(団体・設置者が行う研修含む)                                                                                                                                                                                                      |
|---------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基<br>礎<br>的<br>素<br>養           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・就学前教育の現状と課題</li> <li>・幼稚園教育要領、保育所保育指針に基づく保育の在り方</li> <li>・人権教育</li> <li>・健康安全教育</li> <li>・障がいのある幼児の理解</li> <li>・小学校教育との連携</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・園の教育(保育)目標、方針の理解<br/>(学校評価、自己評価含む)</li> <li>・市町村の教育の現状と課題</li> <li>・教員・保育士の服務と心構え</li> <li>・園務分掌</li> <li>・健康安全保育・指導の進め方<br/>※ ケガや疾病等の対応を含む</li> <li>・障がい児保育の実際</li> <li>・体験的研修</li> </ul> |
| 学<br>級<br>経<br>営                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学級経営の意義</li> <li>・保護者の理解と家庭との連携の仕方(預かり保育と子育て支援)</li> </ul>                                                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学級事務の進め方</li> <li>・保護者の理解と家庭との連携の仕方</li> <li>・保護者会の進め方</li> <li>・ティーム保育の進め方</li> </ul>                                                                                                     |
| 教<br>育<br>指<br>導<br>課<br>程<br>画 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育(保育)目標と教育(保育)課程</li> <li>・指導計画の作成</li> <li>・保育参観と研究保育</li> </ul>                                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育目標と教育課程の実際</li> <li>・週、日案の作成の実際</li> <li>・指導の実際(研究保育)</li> <li>・遊びや生活の仕方の指導と実際</li> <li>・行事の考え方と実際</li> <li>・環境構成の考え方と実際</li> <li>・園具、教具等の工夫</li> <li>・保育の展開と反省・評価</li> </ul>            |
| 評<br>価<br>幼<br>児<br>理<br>解      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児の発達の理解</li> <li>・幼児理解と評価</li> <li>・要録の取扱と記入の仕方(幼稚園幼児指導要録と保育所児童保育要録)</li> </ul>                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児の理解と指導の実際</li> <li>・保育の評価の実際</li> <li>・記録の取り方と指導要録の記入の実際</li> </ul>                                                                                                                      |

- 各幼稚園等においては、幼稚園等新規採用教員研修として行われる研修のほか、所属の教員等〔園長及び副園長を含む。〕による指導を行い、新任教員・保育士がその職務を遂行するに当たって、必要な事項が修得されるよう配慮する。

身近な支援の場となり関係機関との連携を図りましょう

子育てに不安のある保護者に対しては、幼稚園・保育所・認定こども園での相談に答えるだけでなく、必要に応じて市町村の保健センターや児童福祉の窓口などの関係機関と連携を進め、よりの確に早めに不安が解消できるよう働きかけましょう。

【各関係機関による支援体制】

○ 児童相談所（県内3か所）

- ・ 児童の相談に関するあらゆる相談に応じる総合的な窓口です。
- ・ 児童福祉司、児童心理司、嘱託医師などの専門職員が対応し、必要な調査判定や指導助言を実施しています。
- ・ 虐待防止のネットワークづくりなどを推進します。
- ・ 専門の電話相談員が相談・助言します。  
（子ども・ほほえみダイヤル）
- ・ TEL 0985-28-4152



○ 市町村児童福祉主管課  
（各市町村）

市町村の児童福祉に関する窓口へどうぞ。

○ 福祉事務所

家庭相談員が家庭におけるしつけや子育てについて相談指導します。

○ 市町村保健センター

地域に密着した健康づくりを推進するため、保健師を中心として妊産婦・乳幼児の健康診査等の実施や、家庭訪問などを実施します。

○ 小児救急医療相談電話相談

休日等の夜間（19時～23時）における、子どもの救急患者についての看護師等が受けます。  
TEL 0985-35-8855

○ 県教育研修センター

- ・ 特別支援教育の推進や、関係機関と連携した教育相談を実施しています。
- ・ 「いじめ」「不登校」「発達や学習障がい」などに関する学校教育に係る相談や、「子育て」「しつけ」等に関する家庭での教育に係る相談を受けます。  
（ふれあいコール）

TEL 0985-38-7654



**支援を必要とする家庭へ、次の事業を紹介しましょう**

## ○ 子育て短期支援事業

保護者の傷病などにより一時的に子どもを養育することが困難になった場合や、経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設や母子生活支援施設等において一定期間、養育・保護を行っています。

「短期入所生活援助（ショートステイ）事業」と「夜間養護等（トワイライト）事業」があります。

## ○ ファミリーサポート・センター

子どもを一時的に預かって欲しい。病気で困っているなど、「子育てを手助けて欲しい人」と、それらに協力し「子育てや介護をサポートする人」が登録するネットワーク事業です。子育てに関する講習を受けた援助会員が、幼稚園、保育所、学校等への送迎や、保育所等の開始時間まで、あるいは、終了時間後の預かりなどを行います。

## ○ 緊急サポートネットワーク事業

この事業は、働く親の育児と仕事の両立を支援するため、病気回復期にある子どもの預かり、急な残業、出張の際の宿泊を含む預かりを手助けするもので、育児の援助を受けたい人と育児の援助をしたい人（看護師、保育士等の有資格者を含む。）を登録して、臨時的、専門的なサービスを提供します。

**【幼稚園・保育所等が行っている保育サービス】**

## ○ 特定保育事業とは

保護者の就労形態に応じて、週2、3日程度あるいは午前か午後のみなど、柔軟に利用できる保育を行う事業です。

## ○ 預かり保育とは

幼稚園において、教育時間終了後も子どもを園内で過ごさせる教育活動のことです。

## ○ 延長保育とは

保育所において、通常午後6時頃までの保育時間を延長し、保護者の就労時間に合わせた保育を行う事業です。

## ○ 休日保育とは

日曜、祝日等の保護者の勤務等に対応するため、休日の保育を行う事業です。

## ○ 障害児保育事業とは

幼稚園、保育所、認定こども園における集団での保育が可能な障がい児を積極的に受け入れる体制を整える事業です。

## ○ 病児・病後児保育事業とは

保育所等において、保護者の勤務の都合等により、病気回復期等の子ども（小学校低学年まで）の面倒がみられない場合に、一時的に子どもを預かる事業を実施しています。

【資料－⑮ 子どもへの接し方を学ぶ親のための保育体験】（本文対応 p. 30）

少子化・核家族化の影響により、乳幼児へかかわる経験が少なくなっています。そのため、我が子にどのようにかかわっていけばよいのかといった子育てに対する不安や悩みを抱える親も増えています。

そこで、地域子育て支援センターの中には、子育ての楽しさを味わったり、子育てに対して自信をつけたりする機会をつくっているところもあります。

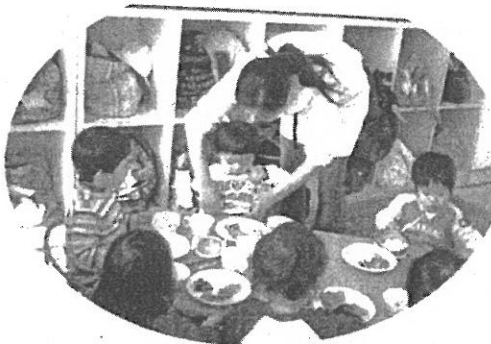
**\* プレママ・パパ保育体験 \***

もうすぐママやパパ。赤ちゃん誕生前に保育園の乳児室にて、保育士が赤ちゃん向き合っている姿を見たり、実際に体験する。赤ちゃん誕生後も、育児に困った時のかけこみ保育園につなげる。



**\* 一日保育士体験 \***

センターの保護者(父・母)が、我が子の年齢のクラスで保育士の一身体験をすることで、我が子を見つめる目に変化が生まれる。



（資料）就学前教育すくすくプラン推進事業（H19～21年度）研究委嘱モデル園の実践事例



**親子が気軽に交流できる拠点となっていきましょう**

幼稚園・保育所・認定こども園は、園庭開放や地域における人材活用をはじめとする交流活動などを積極的に行い、地域の子育て支援機関としての役割を果たしましょう。

また、幼稚園・保育所・認定こども園は地域子育て支援センター等との連携を図り、子育て支援機能の充実にも努めましょう。

**○ 地域子育て支援センター**

「地域子育て支援センター」には、保育所や公の施設等にそれぞれ1～2名ずつ子育ての知識・経験を有する専門の指導者が配置され、子育て家庭等に対する育児相談・指導や子育てサークルの育成等を行っています。

**【地域子育て支援センターの主な活動内容】**

- ① 育児不安等についての相談指導
- ② 子育てサークル等の育成・支援
- ③ 特別保育事業等の積極的実施・普及促進
- ④ 地域の保育資源の情報提供等
- ⑤ 家庭的保育を行う者への支援 など



**【地域子育て支援センターの取組例①】**

在宅で子育てをしている親と子どもが、保育士や保育所入所児と一緒にふれあい交流を図ることで、子育てに対する不安感、孤独感などの解消・軽減を図る取組があります。

また、関係機関及びその他の専門職との連携や地域を巻き込むことで、より効果的な子育て支援を行い、事業の充実を図っています。

**① 「食育のすすめ・お弁当バイキング」(保育所の行事を活用する取組)**

保育所の行事に参加して、入所児とふれあう活動があります。

入所児とのふれあい交流を図り、親子で保育所給食を試食しながら「食育」に参加します。

また、栄養士が、子どもの発育に必要な食べ物とバランスを、弁当に詰めるものを選びながら、楽しく教えます。

家では食べない食品や、味付け、調理法の違いなどに気付かせ、家庭での食の広がりをもたせます。

**② 「収穫体験・〇〇さんちの畑に行こう」(地域の方々の協力を得る取組)**

地域の方々の協力を得て行う活動があります。

年間を通して、種まきから収穫までを親子で体験しながら「食育」を行います。



【資料－⑪ 地域子育て支援センター等の取組②】（本文対応 p. 31）

【地域子育て支援センターの取組例②】

地域子育て支援センターは、年間を通して、様々な取組を行っています。

| 月 | 体験保育                                       | 地域の子育て支援<br>子育てサークルの育成<br>育児不安等相談指導 | 地域の保育情報提供     |
|---|--------------------------------------------|-------------------------------------|---------------|
| 6 | 親子でからだを使って遊ぼう、シャボン玉あそび、どろんこ遊び、七夕かざり作成、身体計測 | わくわくハイキング<br>子育て情報交換会               | センター誌の発行      |
| 7 | 絵本の読み聞かせ、小麦粉粘土遊び、お洗濯ごっこ、色水遊び               | 母親クラブの参加呼びかけ<br>乳幼児の食事について（栄養士）     | サークル活動誌の発行    |
| 9 | 砂遊び、野菜スタンプ、まねっこ遊び、ふれあいリズム遊び                | 食育について・収穫体験<br>ボランティア体験             | 地域への子育て情報誌の発行 |
|   |                                            |                                     |               |
| 2 | お店屋さんごっこ、豆まき、おひなさまつくり、手遊び、折り紙遊び、身体計測       | 出張育児相談・子育て講演会<br>応急処置に関する講演会        | センター誌の発行      |
| 3 | 親子遠足、ぬり絵、楽器遊び                              | さよなら会                               | サークル活動誌の発行    |

（資料）地域子育て支援センターの年間計画の一部

○ つどいの広場

主に乳幼児をもつ親子が気軽に交流できる場として、商店街等の空きスペースなどを育児相談や育児情報発信の場として活用しています。

【「つどいの広場」の取組例】

買い物に出てきた親子のくつろぎの場としても活用されています。休日には母親の買い物の合間に父親と子どもが遊ぶ光景も見られます。



利用者の声

- ・ いろいろな子どもや大人と接することができ、人と交わる楽しさを味わうことができた。
- ・ 同世代の子どもをもつ親と子育ての悩みなどを共感できた。

主な活動内容

- ① 子育て親子の交流、つどいの場の提供  
10時から16時（週6日）
- ② 子育てに関する相談（電話、面接）
- ③ 地域の子育て関連情報の提供
- ④ 子育て及び子育て支援に関する講習、ボランティア養成講座、子育て講座など
- ⑤ ライブラリーの設置  
絵本、児童書、育児図書の閲覧、貸し出し読み聞かせ、パネルシアターなど

○ 児童館・児童センター

児童館は地域において、遊びを通じて児童の健全育成を図る目的で設置された児童厚生施設です。小学生等に遊び場を提供するという機能に加え、親にとっての子育て家庭の自由な交流の場としての機能も併せもっています。また、児童館機能に体力増進機能を併せもつ児童センターがあります。

○ プログラム策定のための主な意見聴取等の経過

| 期日                  | 意見聴取方法等            | 内容                                   |
|---------------------|--------------------|--------------------------------------|
| 平成18年度<br>10月       | 宮崎の就学前教育すくすくプランの策定 | ○ 就学前教育の指針の明確化                       |
| 平成23年度<br><br>6月    | 第二次宮崎県教育振興基本計画の策定  | 平成23年7月から平成32年度までの10年間の教育基本計画<br>○   |
| 2月7日                | 第1回小学校就学前教育推進会議    | ○ アクションプログラム策定の趣旨<br>○ 就学前教育の現状と課題   |
| 2月～3月               | 宮崎県就学前教育調査（こども政策課） | 県内の幼稚園・保育所・認定こども園を対象に調査（回答率89%）<br>○ |
| 3月16日               | 第2回小学校就学前教育推進会議    | ○ アクションプログラム素案の内容の検討                 |
| 平成24年度<br><br>7月～8月 | パブリックコメント          | ○ ホームページ等による意見聴取                     |
| 8月9日                | 第3回小学校就学前教育推進会議    | ○ アクションプログラム最終案の内容及び今後の活用方策の検討       |